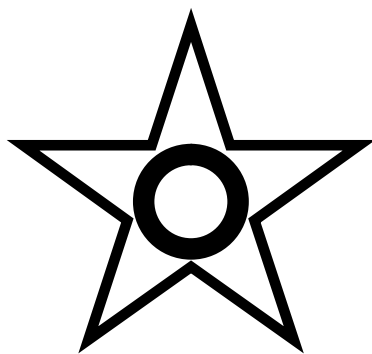


釧路市ごみ処理基本計画 (素案)



平成21年4月

釧 路 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画の主旨	1
2	計画の位置づけ	2
	廃棄物・リサイクル施策の法体系	3
3	計画区域	4
4	計画期間	5

第2章 釧路市におけるごみ処理の現状と課題

1	ごみ処理と区分	6
(1)	釧路市が処理するごみ	6
(2)	釧路市が処理しないごみ	7
2	ごみの分別と処理体制	7
(1)	家庭系ごみの分別	7
(2)	事業系ごみの分別	7
(3)	ごみの広域的な処理	8
(4)	収集運搬体制	8
	家庭系ごみ処理の体系図	10
	事業系ごみ処理の体系図	11
3	ごみの排出量と組成	12
(1)	ごみの排出量	12
(2)	排出されたごみの組成	13
(3)	自主的なごみの減量や資源化の取り組み	15
4	ごみ処理の方法と資源化量	16
(1)	ごみ処理の方法	16
(2)	資源化量とリサイクル率	17

5	ごみ処理施設	19
(1)	中間処理施設	19
(2)	最終処分場	20
6	環境美化や環境教育等の普及啓発活動	24
7	ごみ処理経費	24

第3章 基本方針と目標

第1節	計画の基本方針	25
1	適正なごみ処理ときれいな街づくり	25
	適正なごみ処理ときれいな街づくりを目指すために	26
	4Rを目指すために	28
第2節	計画の目標	29
1	ごみ排出量に関する目標	29
2	資源化量に関する目標	31
(1)	リサイクル率の目標	31
3	埋立処分量に関する目標	33
(1)	埋立処分量の目標	33
(2)	直接埋立の目標	35

第4章 基本方針に基づく施策の展開

第1節	ごみの減量化の促進とリサイクルの推進	38
1	ごみの減量、資源リサイクルの推進	38
(1)	ごみの発生抑制と排出抑制	38
2	有機性廃棄物の有効利用（調査研究など）	40

第2節	ごみの適正処理の推進	4 1
1	ごみの計画的な処理の推進	4 1
(1)	確実な処理体制	4 1
2	ごみ処理施設の整備	4 3
(1)	中間処理の充実	4 3
(2)	最終処分場の維持管理体制	4 3
3	分別収集処理体制の確立	4 4
第3節	環境美化の推進	4 5
1	環境美化活動の推進	4 5
(1)	環境教育の充実と推進	4 5
(2)	公共空間の清掃活動	4 5
(3)	釧路市みんなできれいな街にする条例	4 6
2	不法投棄等防止活動の推進	4 6
(1)	不法投棄等の防止	4 6
3	ごみの適正排出の推進	4 6
(1)	指導、周知啓発の充実	4 6
(2)	分別収集推進協力員との協力体制	4 7
第5章	計画推進のために	
1	ごみ減量に向けての行動計画	4 8
2	評価体制の確立	5 0
3	総合計画等との整合性	5 0
4	公表	5 0
	用語解説	5 1

本文中の※印は巻末の「用語解説」に掲載している語を表します

第1章 計画策定にあたって

1 計画の主旨

釧路市は、平成17年10月に旧釧路市、旧阿寒町、旧音別町の合併により東北海道の拠点都市として誕生し、釧路湿原や阿寒湖をはじめ、広大な森林、太平洋など、多彩でかけがえのない自然に囲まれています。この貴重な自然を守り続けるとともに、自然と調和した魅力と個性あふれるまちづくりを進めています。

私たちを取り巻くごみ問題の多くは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動や※ライフスタイルがもたらしたもので、※地球温暖化の進行などの地球規模での大きな影響を及ぼしています。このため、廃棄物の増大などの身近な環境問題に対応していくためには、事業者はもとより市民1人ひとりが、その対策に取り組み、廃棄物を減らすため、※リフューズ（**Refuse**・断る）、※リデュース（**Reduce**・※発生抑制）、※リユース（**Reuse**・※再利用）、※リサイクル（**Recycle**・※再資源化）の4Rを基本に、資源の消費が抑制された※環境への負荷の少ない※循環型社会の形成に取り組むことが重要となっています。

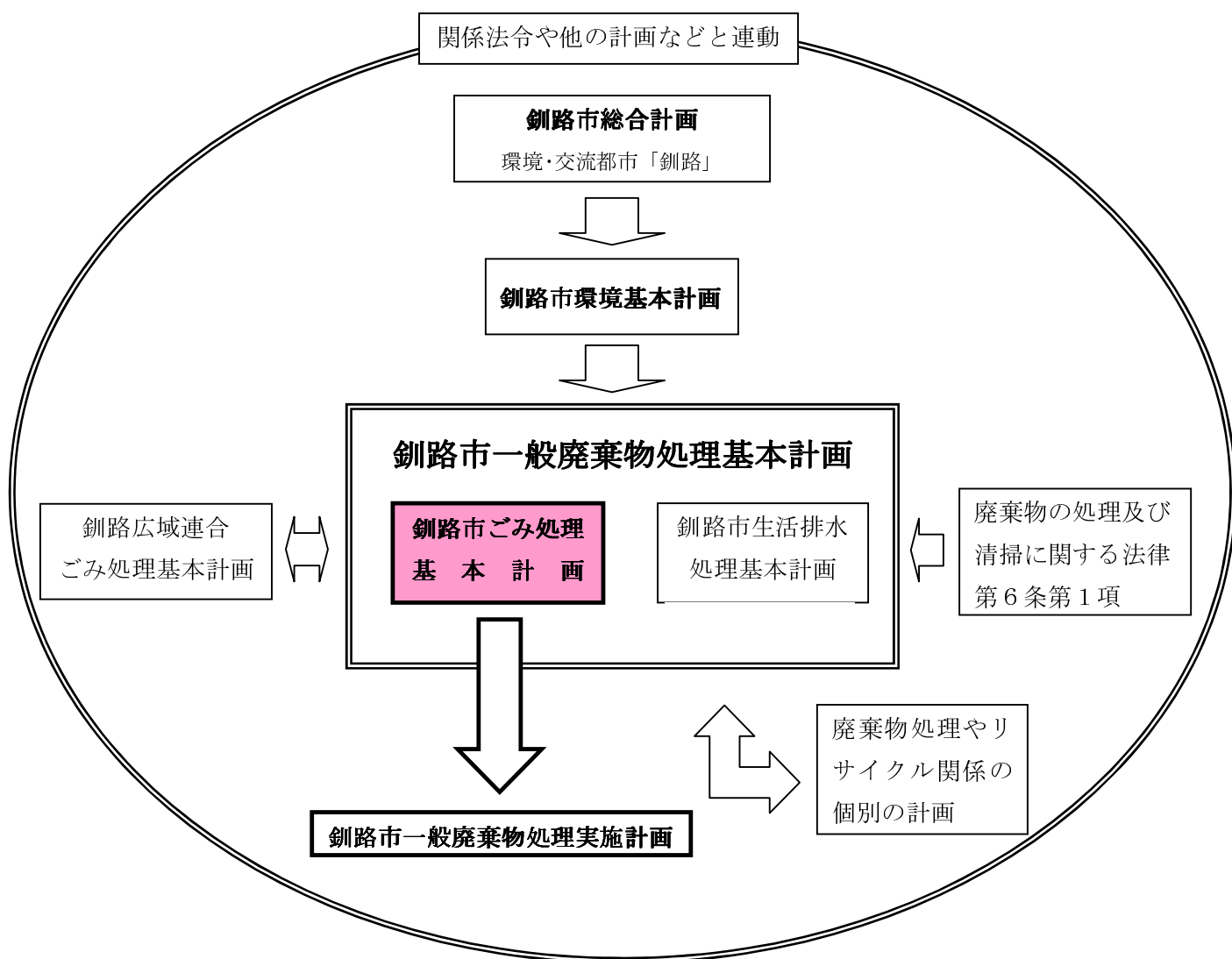
本市では、持続的発展が可能な循環型社会の構築を基本方針に掲げ、市民の協力のもと、ごみの減量化や資源のリサイクルに努めるとともに、ごみ処理の有料化や分別の徹底などにより、市民1人1日当たりのごみの排出量は大幅に減少し、全国平均の排出量に近づいています。

また、平成20年度を始期とする「※釧路市総合計画」の中では、今後のごみ処理施策の方向性として、市民や事業者、行政が一体となって、より一層のごみの減量化や資源のリサイクルを推進していくことを明らかにしています。

このような背景を踏まえ、本市では、関係法令の動向や社会状況に適切に対応するとともに、環境への負荷を軽減する視点にたったごみ処理を進めることとし、市民・事業者・行政のそれぞれが役割と責任を担いながら、限りある資源を大切にし、ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ循環型社会の形成をより積極的に取り組むため、一般廃棄物処理基本計画の中の「ごみ処理基本計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「※廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、長期的・総合的視点にたった基本方針を明確にするものであり、市のまちづくりの基本施策を示した「※釧路市総合計画」や「※釧路市環境基本計画」などと整合性を図りながら、計画的にごみ処理施策を推進する基本方針で、一般廃棄物処理計画のうち、『※家庭系ごみ』・『※事業系ごみ』を対象に策定するものです。



廃棄物・リサイクル施策の法体系

※環境基本法

◇環境保全について基本的理念を規定

(H6.8 完全施行)

環境基本計画

※循環型社会形成推進基本法

◇循環型社会に関する基本的原則を規定

(H13.1 完全施行)

循環型社会形成推進基本計画

廃棄物の適正処理

リサイクルの推進

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

H15.12 改正施行
H16.4 一部改正

- ① 廃棄物の排出抑制
- ② 廃棄物の適正処理(リサイクル含む)
- ③ 廃棄物処理施設の設置規則
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定 等

※資源有効利用促進法

H13.4
全面改正施行

- ① ※再生資源のリサイクル
- ② リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進

個別物品の特性に応じた規制

※容器包装 リサイクル法

H12.4 完全施行

ペットボトル等
容器包装の分別
収集と事業者の
リサイクル推進

※家電 リサイクル法

H13.4 完全施行

廃家電の引取り
とリサイクル及
び消費者の費用
負担の義務化を
規定

※食品 リサイクル法

H13.5 完全施行

食品廃棄物の減
量化、最資源化
の促進
H18 までに再生
利用等 20%。年
間 100 トン以上
の排出者対象

※建設 リサイクル法

H14.5 完全施行

建設廃棄物の分
別解体と再資源
化等の促進と義
務を規定

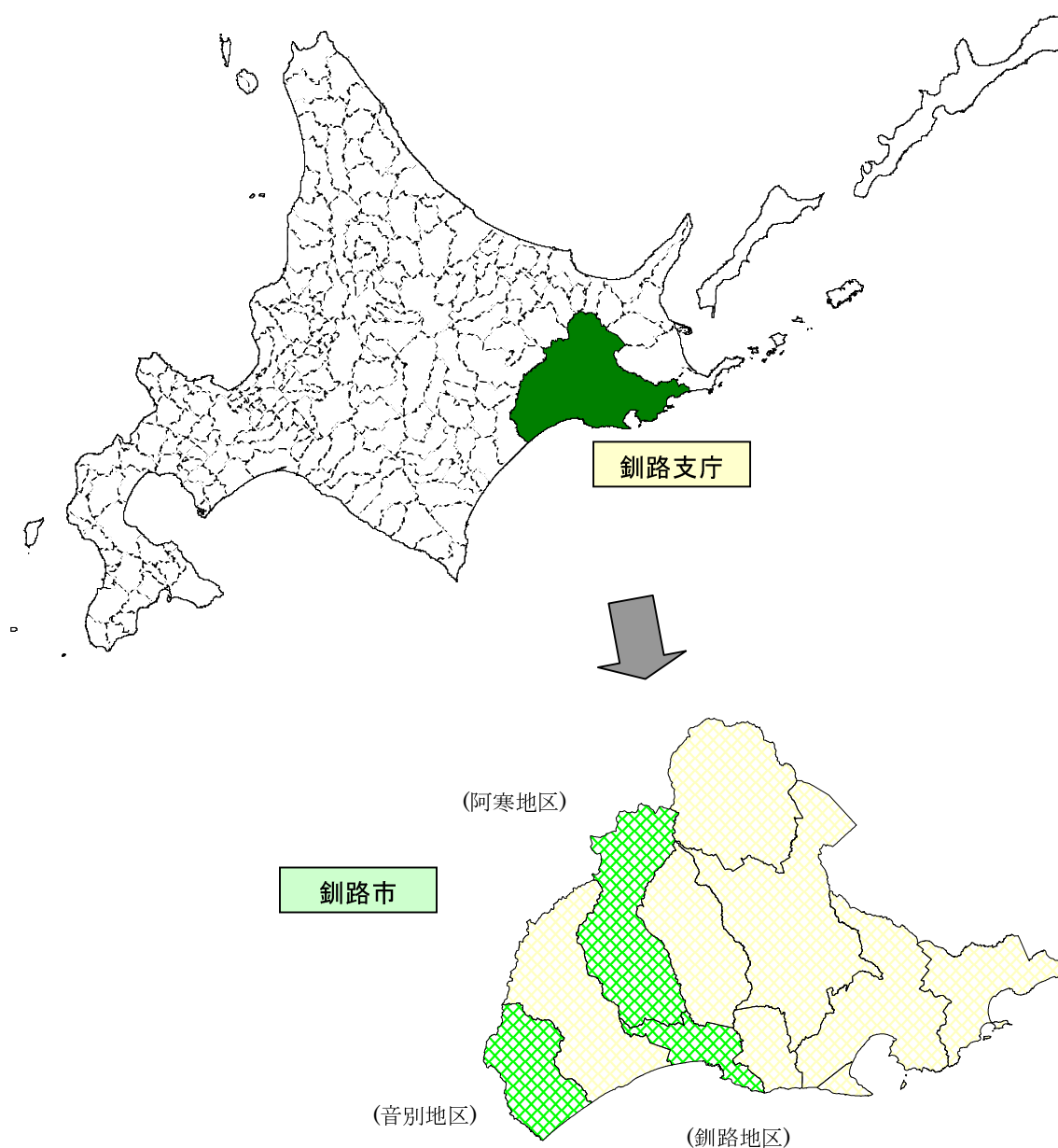
※自動車 リサイクル法

H17.1 完全施行

使用済み自動車
の再資源化等の
義務化を規定

3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。施策の推進に当たっては、行政区が飛び地となっており、※釧路広域連合や釧路支庁管内の町村と連携を図りながら、各関係する法令等の動向も踏まえ広域的なごみ処理の可能性について、研究を進めていく必要があります。

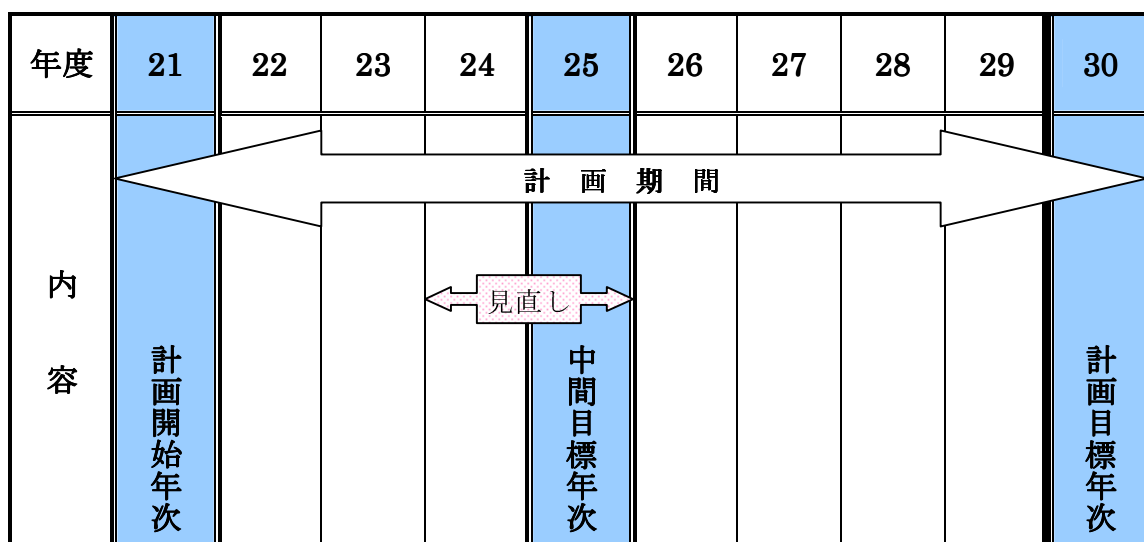


4 計画期間

本計画の期間は、長期的な展望にたったごみ処理施策を推進することを考慮し、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

また、近年のごみ処理を取り巻く急速な社会環境の変化に対応するため、概ね5年後を中間目標年次として、計画の達成状況等を踏まえ必要な場合は、見直しを行うこととします。

なお、本計画の推進に影響を与えるような社会情勢やごみ処理状況の変化、並びに関係する法制度の大幅な改正があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。



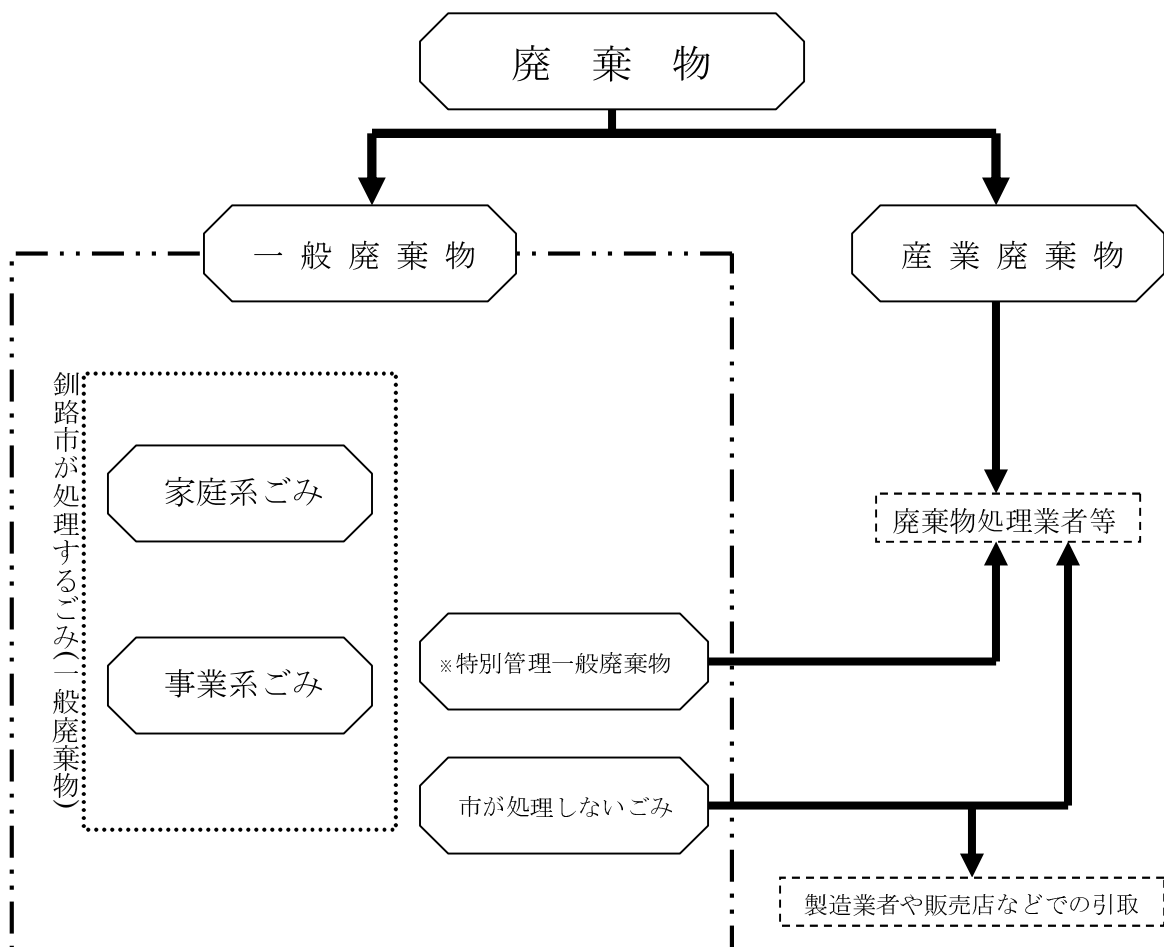
第2章 釧路市におけるごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理と区分

(1) 釧路市が処理するごみ

廃棄物（ごみ）は、「※廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において「※一般廃棄物」と「※産業廃棄物」とに区分されています。

本市では、一般廃棄物を一般家庭から排出される『※家庭系ごみ』と事業活動に伴い事業所や商店などから排出される『※事業系ごみ』とに区分し処理をしています。社会の変化に伴いごみの種類も多様化の傾向にあり、困難性を伴うものも増えてきていることから、適正な処理をさらに進めるための検討が必要となります。



(2) 釧路市が処理しないごみ

※産業廃棄物は、市の施設での受け入れ処理をしていません。

また、※家庭系ごみや※事業系ごみの中で、ごみの処理に支障があるものは、関係法令を踏まえ、適正な処理を推進するため、排出を禁止しており、こうした取り扱いについては、市民や事業者の方に周知、啓発を行い、搬入時に検査を実施するなど、適正排出の徹底に努めていますが、一部不適切な排出も見られることから、さらに、排出方法やルールへの遵守を市民や事業者呼びかけていく必要があります。

2 ごみの分別と処理体制

(1) 家庭系ごみの分別

本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみの5分別を実施し、この内資源物は、剪定枝刈草、紙類、白色トレイ、ペットボトル、空き缶類、びん類、木綿製品、※プラスチック製容器包装の8分別を実施しています。

このように、分別に対応するそれぞれの施設での焼却や資源化、埋立処分を行っています。プラスチック製容器包装の処理は、平成20年4月より民間の中間処理施設へ委託し、※再資源化を進めています。

廃食用油についても、民間事業者が主体となった収集、精製(※BDF)の再資源化が進められています。

今後、さらに減量化や資源化を進めるには、分別の周知徹底を図ることはもちろん、ごみの種類や資源化の目的に応じた収集体制や処理方法など、効率的で経済的なシステムを研究し、市民にも分かりやすく、取り組みやすい方法で分別を進め、※環境への負荷を低減することが必要となっています。

(2) 事業系ごみの分別

※一般廃棄物については、原則として市町村に処理責任がありますが、事業活動に伴って排出された廃棄物については、事業者の責任として自ら適正に処理しなければなりません。このようなことから、事業者から排出される一般廃棄物は、排出する事業者が自ら処理施設へ運搬するか、または※許可業者に収集・運搬を依頼するなどの方法で適正に処理しています。

このように、事業者から排出される一般廃棄物については、分別を推進し資源の再利用を進めており、今後においても、環境への負荷をかけない適正な分別を維持していく必要があります。

(3) ごみの広域的な処理

廃棄物問題が環境に大きな影響を与える最優先の課題として、ごみの焼却施設を検討するため、釧路市を含む釧路支庁管内10市町村で、平成12年3月に本管内に適するごみの広域処理の基本方針をまとめた「釧路支庁管内ごみ処理基本計画」を策定しました。

平成14年8月12日に釧路市（旧阿寒町、旧音別町を含む）、釧路町、鶴居村及び白糠町の4市町村は「※釧路広域連合」を設立し、可燃ごみを衛生的かつ効率的に処理する清掃工場の建設を行い、平成18年度に同工場の稼働を開始しました。

(4) 収集運搬体制

① 計画収集

本市の※計画収集は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみを地域の指定日にステーション方式（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみは一部戸別収集）で、市の直営及び委託による収集を行っています。

粗大ごみの収集は、申し込みによる戸別収集を行っており、剪定枝刈草の収集については、釧路地区は申し込みによる戸別収集、阿寒・音別地区は指定日にステーション方式での収集を行っています。

今後も処理の目的や量などに応じた効率の良い収集体制を築き、市民サービスの向上に努めていくことが重要となっています。

② ふれあい収集

本市では、計画収集の指定日に排出することが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、声をかけての戸別訪問収集を実施しています。

対象者は、1人暮らしと同様な状態の方で、※要介護認定等を受けている方、または障害者手帳（身体・知的・精神）の交付を受けている方です。

今後の高齢化社会に対応したきめ細かな市民ニーズに適応したサービスが必要となっています。

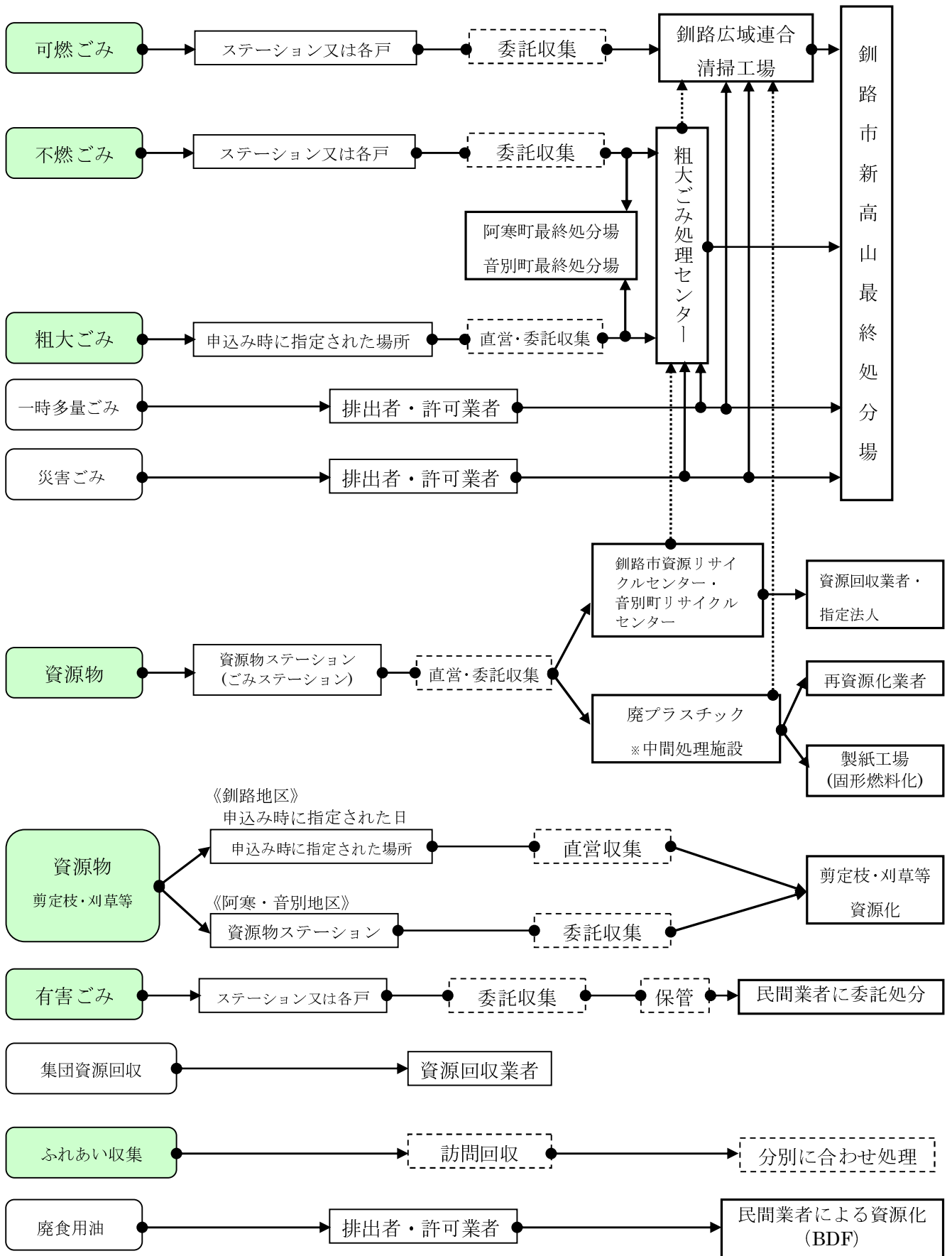
収集運搬体制（平成20年4月1日現在）

区 分	台 数	備 考
直 営	14台	家庭系ごみのうち、プラスチック製容器包装・粗大ごみ・剪定枝・刈草・ふれあい収集など
委 託	19社 65台	家庭系ごみのうち、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・粗大ごみ・剪定枝・刈草
許 可	22社 181台	家庭系一時多量ごみ、事業系一般廃棄物、浄化槽汚泥
※限定許可	7社 12台	収集場所限定、廃食用油限定

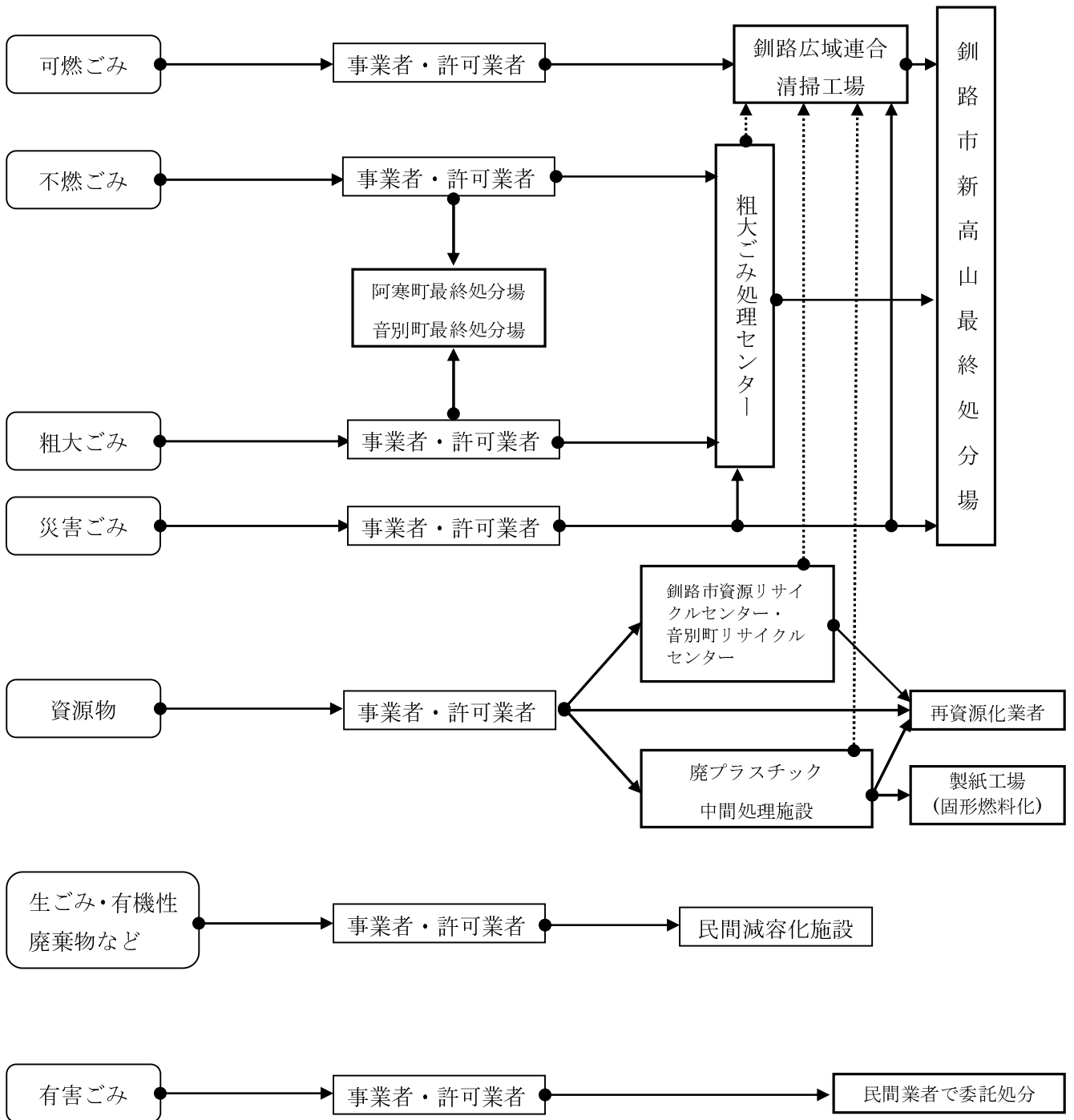
（注）阿寒地区・音別地区は委託での収集体制となっています。

（注）資源物は、紙類・白色トレイ・ペットボトル・空き缶類・びん類・木綿製品です。

家庭系ごみ処理の体系図



事業系ごみ処理の体系図



(注) 体系図の は、市が担っているごみ及び資源物です。

(注) 体系図の は、市が担っている収集です。

(注) 体系図の → は、中間処理後の残渣です。

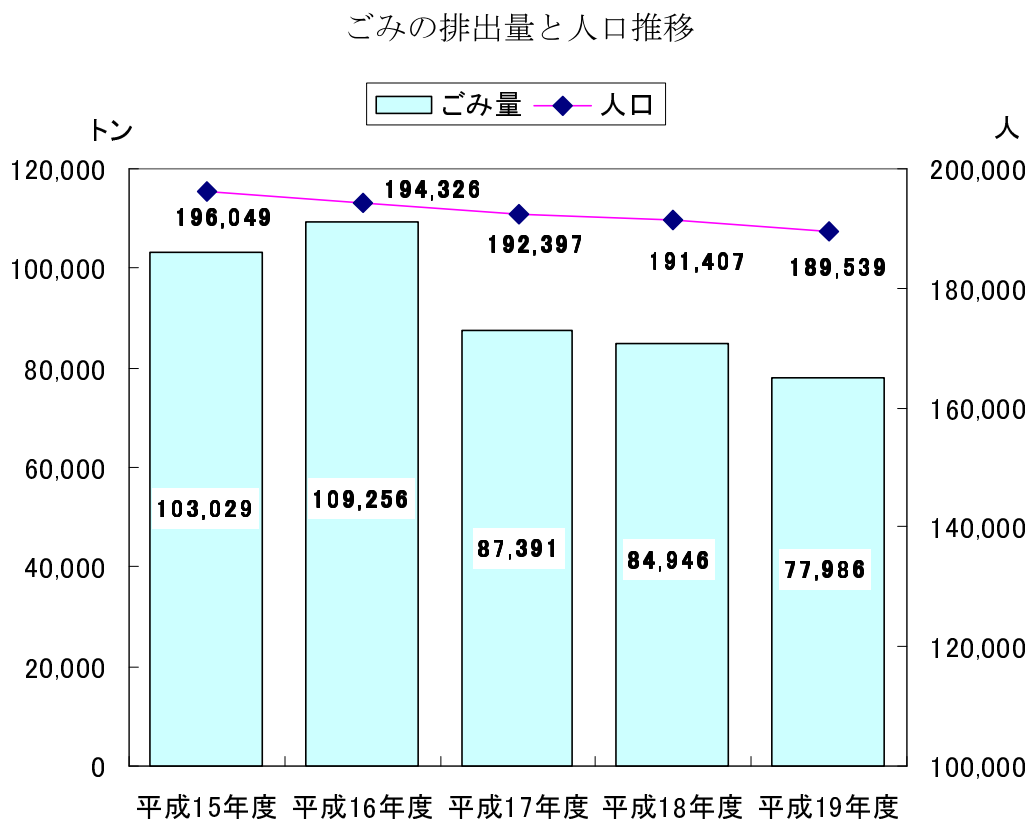
3 ごみの排出量と組成

(1) ごみの排出量

本市が処理する※家庭系ごみ及び※事業系ごみを合わせた総排出量は、平成19年度で約78,000トン、人口の増減に影響を受けない1人1日当たりのごみ排出量は、1,127グラムとなっており、減少傾向を示しています。

特に、平成16年度と平成17年度を比較すると、約22,000トン減少しており、平成17年度から開始されたごみの有料化が大きな要因となっています。

人口は減少傾向にあり、これに併行してごみの総排出量も年々減少していますが、今後、更なる資源物を含めたごみの※排出抑制に取り組むことが重要な課題となっています。

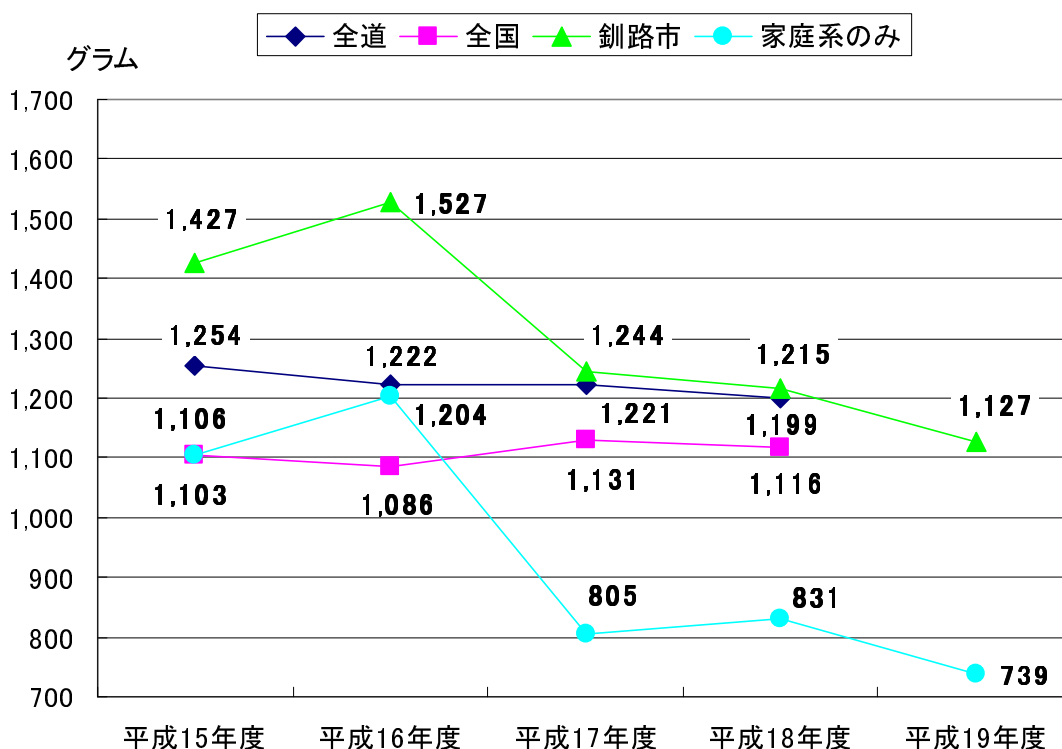


(注) 人口・ごみ量は、平成15年度から3地区(旧釧路市・旧阿寒町・旧音別町)の合計です。

(注) 人口は3月末の住民基本台帳の値です。

(注) 有料化の開始時期は、旧釧路市 平成17年4月、旧阿寒町 昭和46年4月、旧音別町 平成17年10月です。

1人1日当たりのごみの総排出量



(注) 15年度から17年度は旧釧路地区の値、18年度からは合併後の値です。

(注) 家庭系の値は、事業系を除いた1人1日当たりの総排出量です。

(注) 全国、全道の1人1日当たりのごみの総排出量は、1年遅れて公表されます。

(2) 排出されたごみの組成

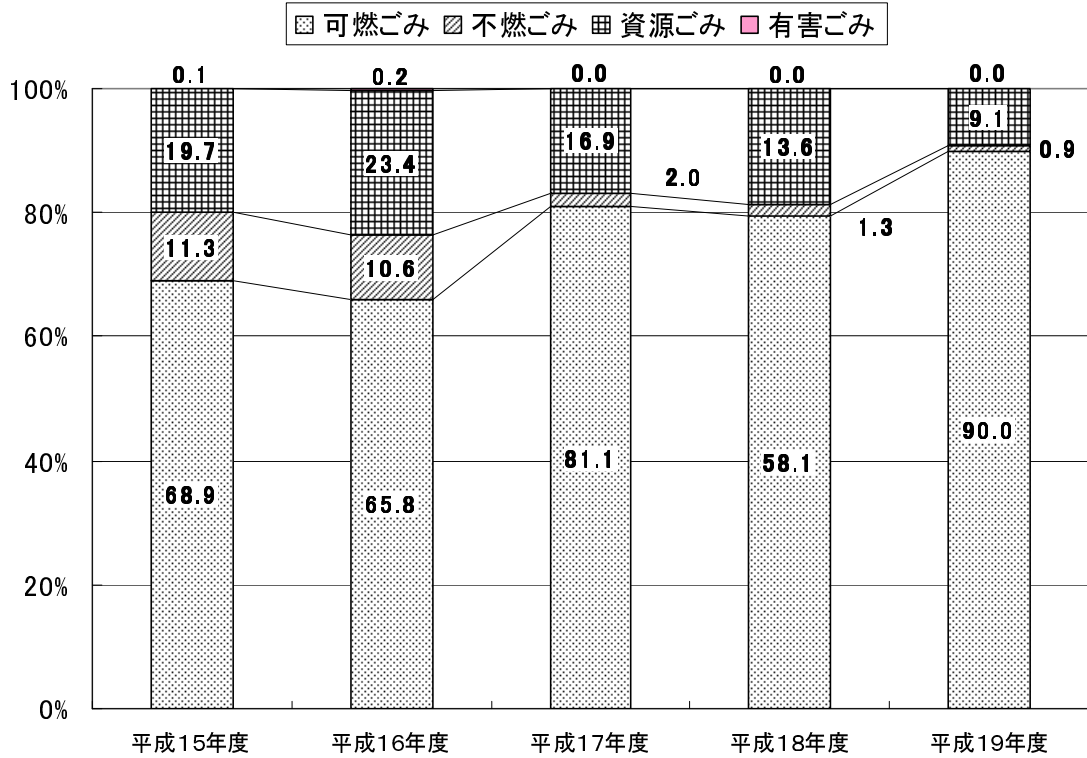
ごみは、分別区分に応じて確実に排出されることが、減量化や資源化を進め、焼却施設や※最終処分場への負担を軽減するためにも重要です。

※家庭系ごみで、可燃ごみにおける不適正分別ごみの割合は年々減少していますが、この中に含まれる※資源物は、平成19年度で9.1%を占めており資源を有効活用するためにも、さらなる分別の徹底が求められます。

同じく、不燃ごみにおける不適正分別ごみは、合計でも2.1%を占めており、不燃ごみ以外のごみの方が多い状況にあります。

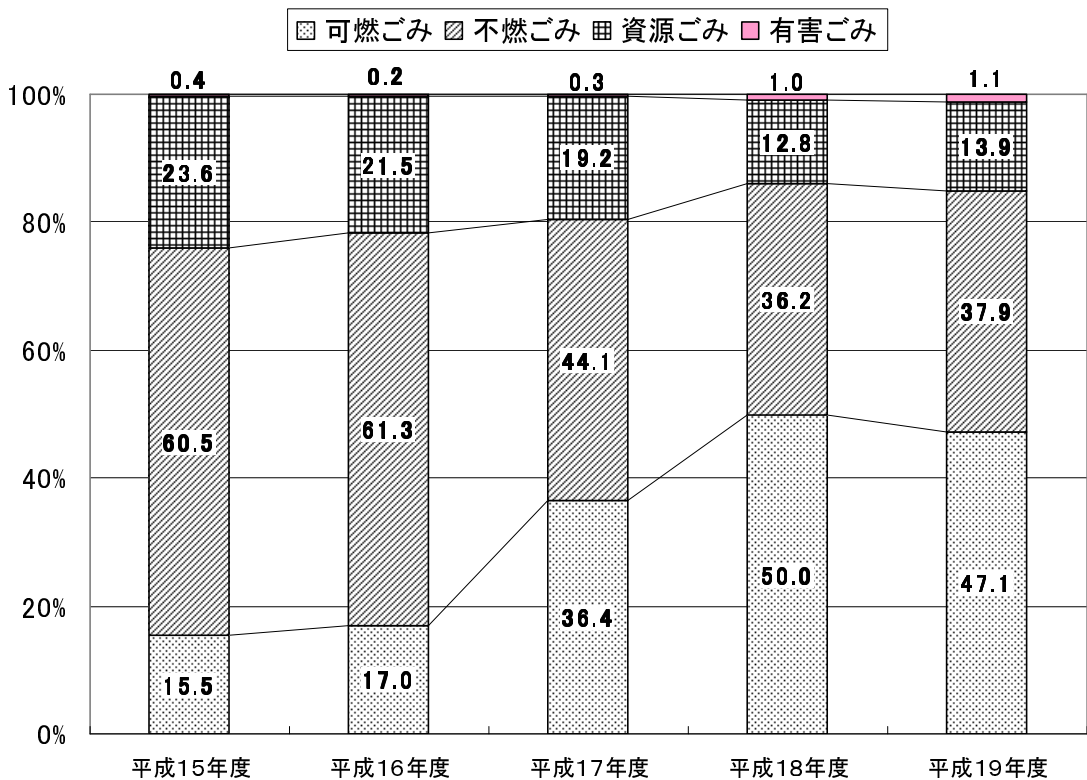
これは、平成17年度の合併に伴い、プラスチック製品・皮製品・ゴム製品などが不燃ごみから可燃ごみに変更となり市民への周知が浸透していないことが考えられることから今後においても、市民への啓発を継続していく必要があります。

可燃ごみの組成



(注) 15年度から17年度は旧釧路地区の値、18年度からは合併後の値です。

不燃ごみの組成



(注) 15年度から17年度は旧釧路地区の値、18年度からは合併後の値です。

(3) 自主的なごみの減量や資源化の取り組み

今後、ごみの減量化や資源化を推進するには、市民や事業者と共に効率的な取り組みを進め、効果を高めることが大変重要となります。

家庭から排出される生ごみについては、平成4年度から※堆肥化容器(コンポスト化容器)の購入助成を開始し、平成13年度から電気式生ごみ処理機を対象に加えました。

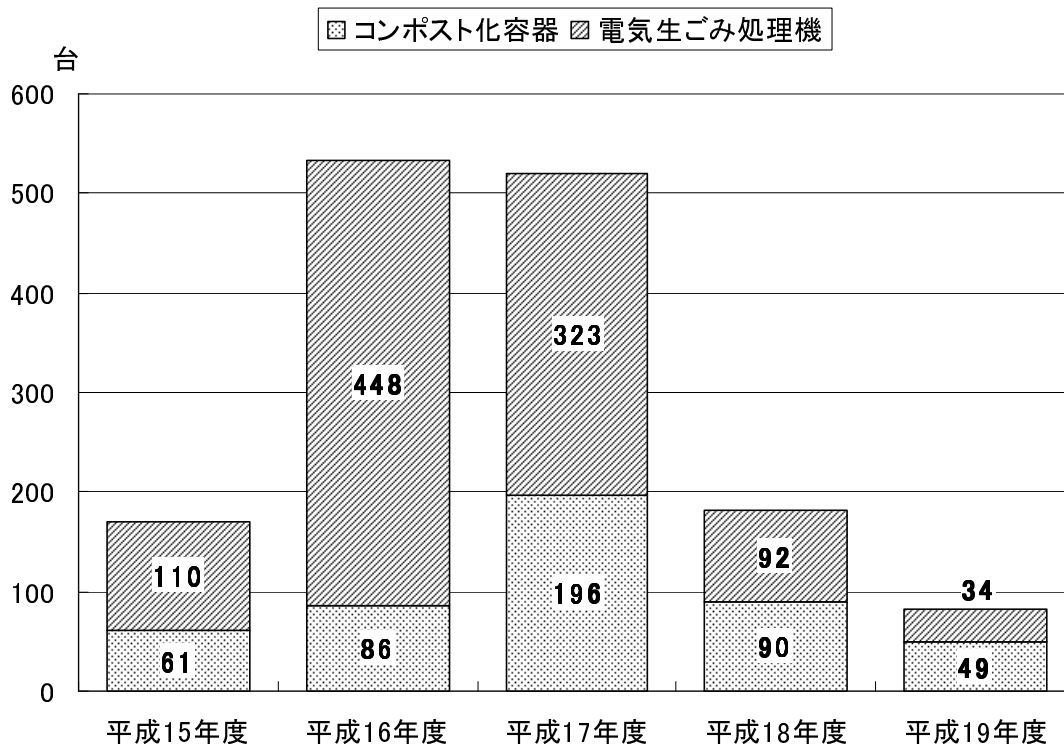
また、平成15年度から生ごみ減量講習会(段ボールを使用した生ごみ堆肥)を開催し、市民の自主的な取り組みと制度の普及促進を図っています。

平成19年度末で、制度開始から堆肥化容器と電気式生ごみ処理機を合わせ延べ約6千個を助成していますが、この他にも市民の多くが独自で減量化や資源化が行われていると考えられます。

また、町内会や市民団体による※集団資源回収を促進するため、平成17年度から奨励金制度を開始し、平成19年度では294団体が活動し2,975トンの資源が回収され、有効に活用されています。

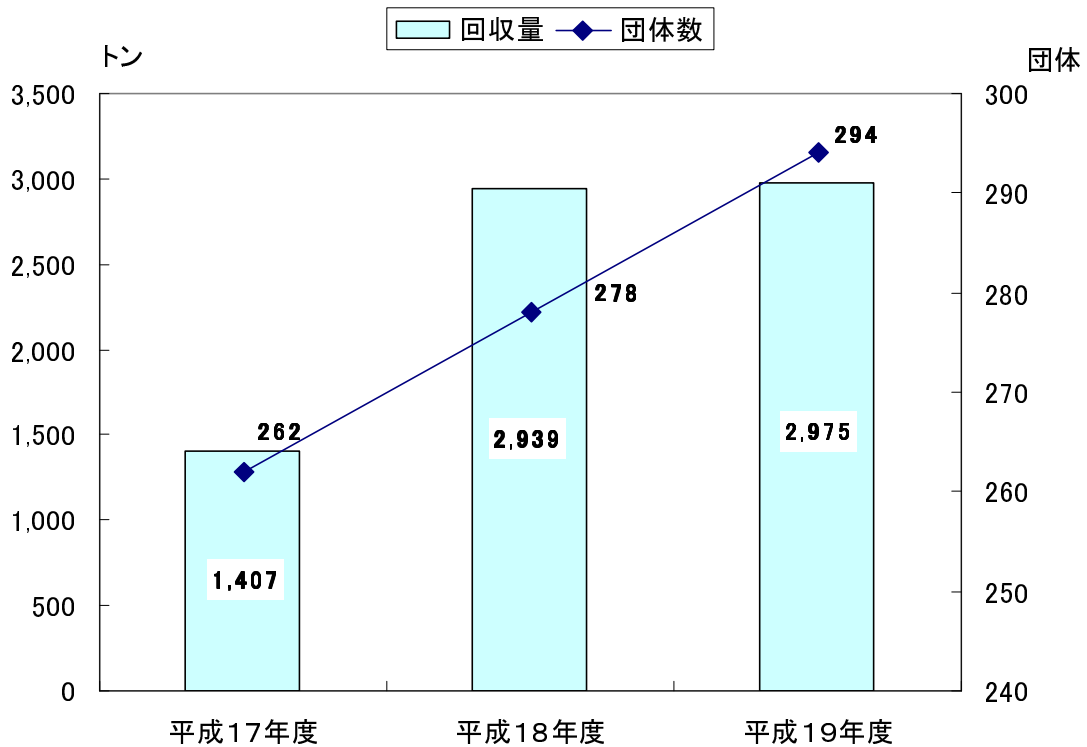
こうした市民や地域の取り組みは、ごみ問題の関心を高め、減量化や資源化を促進するためにも効果的であり、取り組みが広がるよう努めることが重要となっています。

生ごみ堆肥化容器等購入助成実績



(注) 15年度から17年度は旧釧路地区の値、18年度からは合併後の値です。

集団資源回収量と団体の実績



(注) 17年7月より、制度を開始しました。

4 ごみ処理の方法と資源化量

(1) ごみ処理の方法

市が処理するごみは、分別の内容やごみの質ごとに、それぞれ対応する施設で行っており、資源化や焼却などを行う※中間処理と埋立の最終処分に分かれます。

ごみの分別が開始されたことで、従来、埋立処分が中心であった処理も焼却などが進められ、埋立処分の割合は大幅に減少しています。

今後、※循環型社会の構築を目指すには、ごみの発生や排出を抑えることはもちろんですが、※環境への負荷を与えないよう、ごみの種類や量に応じた資源化や焼却などの中間処理の充実を図り、埋立処分量の削減を進めることが課題となっています。

(2) 資源化量とリサイクル率

資源物の中の剪定枝刈草、紙類、白色トレイ、ペットボトル、空き缶類、びん類、木綿製品及び※プラスチック製容器包装は、それぞれの施設に搬入され、不適物を除去するなどをして、種類に応じた資源化の処理が行われています。

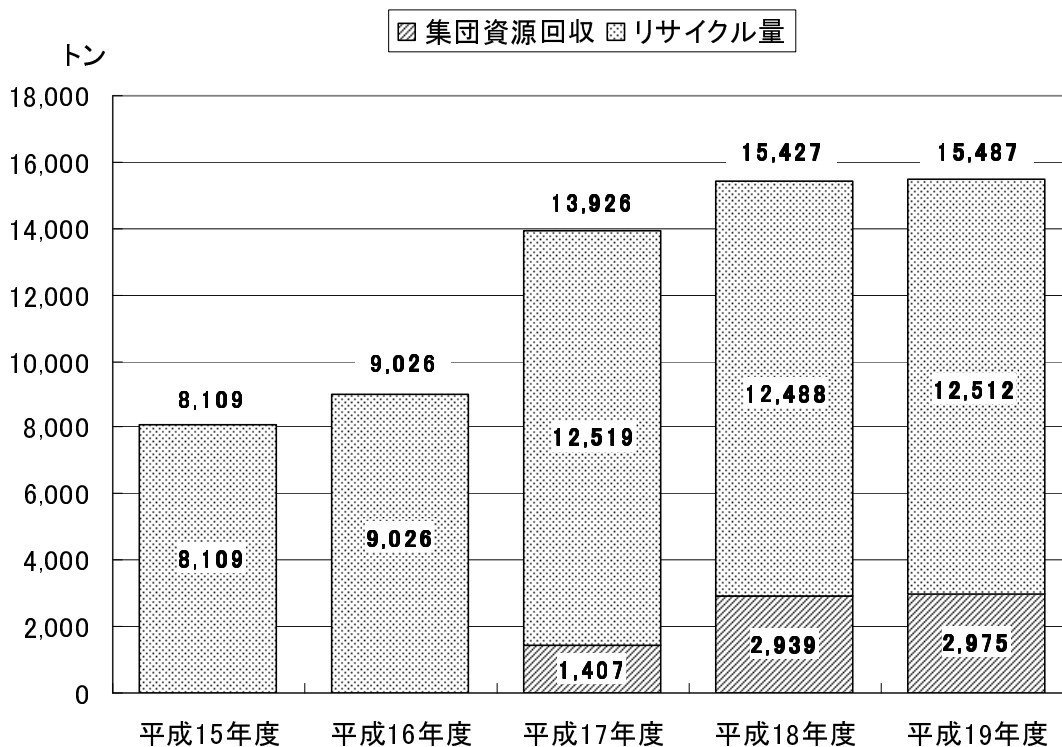
旧釧路市での平成16年度の資源化量は約9,000トンでしたが、平成17年度は約14,000トンとなり、有料化、※集団資源回収等により、ごみから資源へと分別が促進されたことが要因にあげられます。

合併後の平成19年度は人口の減少と相まって、ごみの排出量も減少傾向にありますが、資源化量は約15,000トン台で推移しています。

一方、リサイクル率では、年々上昇して平成18年度では18.8%になり全道平均を上回りましたが、全国平均に比較すると低い状況が続いています。

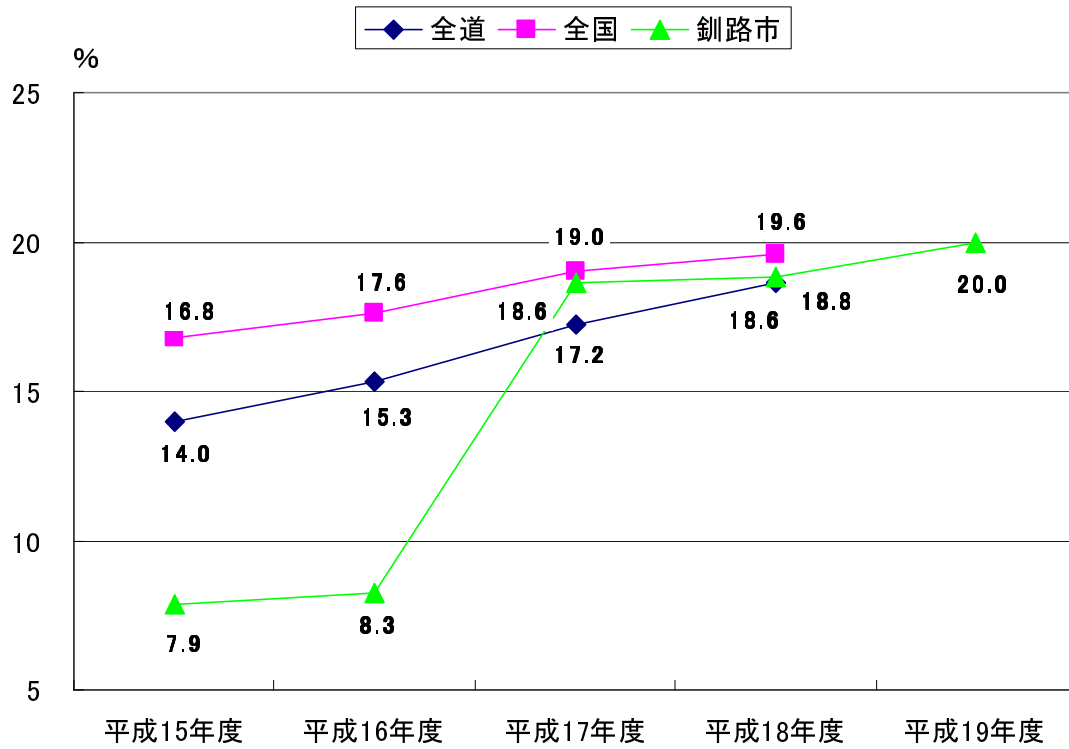
さらにリサイクル率を引き上げるには、今まで以上に市民や事業者と連携しながらごみの減量と分別の徹底に取り組みむとともに、資源化が可能なものはできる限り※リユース（※再利用）や※リサイクル（※再資源化）が促進されることが課題といえます。

資源化量と集団資源回収量の推移



(注) 15年度から17年度は旧釧路地区の値、18年度からは合併後の値です。

リサイクル率の推移



(注) 15年度から17年度は旧釧路地区の値、18年度からは合併後の値です。

(注) 17年度からは、剪定枝刈草を含んだリサイクル率です。

(注) 全国、全道の1人1日当たりのごみの総排出量は、1年遅れて公表されます。

(注) リサイクル率算定方法

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団資源回収量}}{\text{ごみ量} + \text{集団資源回収量}} \times 100$$

5 ごみ処理施設

(1) 中間処理施設

① 釧路広域連合清掃工場

平成18年4月から「釧路広域連合清掃工場」が稼働し、可燃ごみの焼却処理が開始されました。

この清掃工場は、※ガス化溶融炉により、高温で安定的な燃焼を継続し※ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、最新鋭の排ガス処理設備により、有害物質を徹底的に除去することで、※環境への負荷の少ないクリーンなごみ焼却を実施しています。

また、ごみの焼却によって発生した熱を利用して、発電（廃棄物発電）を行い、工場に必要な電力を賅っているほか、余剰電力を電力会社に売却しています。

施設名	釧路広域連合清掃工場
所在地	釧路市高山30番地1（釧路市ごみ最終処分場用地内）
施設の管理運営	釧路広域連合
処理能力	240トン/日（120トン/24時間×2炉）
処理方式	流動床式ガス化溶融炉（24時間全連続）

② 釧路市資源リサイクルセンター

釧路地区・阿寒地区の回収した資源物を選別、缶の圧縮、びんの破碎等の※中間処理をするための施設として稼働し、平成12年1月からは「容器包装リサイクル法」に対応した「プラスチック再生棟」を増設し、ペットボトル、白色トレイの中間処理も可能となり、※再資源化への重要な施設となっています。

施設名	釧路市資源リサイクルセンター	
所在地	釧路市鳥取南7丁目1番2号	
処理対象資源物	缶、びん、紙類、布、プラスチック類	
施設内容	缶、びん再生棟	缶ライン(1～2t/h)、びんライン(3～4t/h)、紙類・布（ストックヤード）
	プラスチック再生棟	ペットボトルライン(2.5t/日)、白色トレイライン(1.5t/日)

③ 音別町リサイクルセンター

音別地区から排出されるペットボトル・缶・白色トレイ等を資源として回収し、圧縮などの処理を行っています。

施設名	音別町リサイクルセンター	
所在地	釧路市音別町海光1丁目31番地	
処理対象資源物	缶、びん、紙類、布、プラスチック類	
施設内容	缶、びん再生棟	缶ライン(0.5t/h)
	プラスチック再生棟	ペットボトルライン(0.07~0.1t/日)、 白色トレイライン(0.02t/日)

④ 粗大ごみ処理センター

※最終処分場の延命を図るため、不燃ごみと粗大ごみの中から鉄などを回収し、資源化をしています。

施設名	粗大ごみ処理センター
所在地	釧路市高山4番地1
処理対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
施設内容	2軸破碎機、堅型破碎、磁選機、トロンメル、アルミ磁選、圧縮梱包
処理能力	80t/日

(2) 最終処分場

釧路市では釧路地区、阿寒地区、音別地区の各地区に最終処分場を保有しており、この施設に搬入される※一般廃棄物の埋立処分量は、3地区の合計で、平成19年度は約12,000トン、合併年度の平成17年度の約61,000トンと比較し約49,000トンと大幅に減少しています。

この要因として、平成18年度から「釧路広域連合清掃工場」(焼却施設)が稼動したことが大きく影響しています。

また、釧路市新高山、阿寒町、音別町の最終処分場は、それぞれ平成28、29、26年度までの埋立計画期間となっており、次期最終処分場の整備計画が課題となりますが、ごみの排出や※リサイクルの動向、処理体制の状況に合わせ検討しなければなりません。

各地区の最終処分場の延命化を図る上から、今後においても、環境に配慮した適正な施設の維持管理に努めるとともに、ごみの※排出抑制、分別の徹底を充実させていくことが必要となります。

① 釧路市新高山最終処分場

施設名	釧路市新高山最終処分場
所在地	釧路市高山17番地1、29番地1
埋立面積	69,700㎡
計画埋立量	844,000㎥
埋立期間	平成14年～平成28年度
埋立対象物	計画収集ごみ(可燃、不燃、焼却灰)、直接搬入ごみ(事業系)、覆土
埋立方式・構造	山間層状埋立、準好気性埋立構造
主要施設	流出防止堰堤、汚水集水管、汚水処理施設、汚水調整池
汚水処理施設	活性汚泥＋凝集沈殿＋砂ろ過
処理能力	350㎥/日

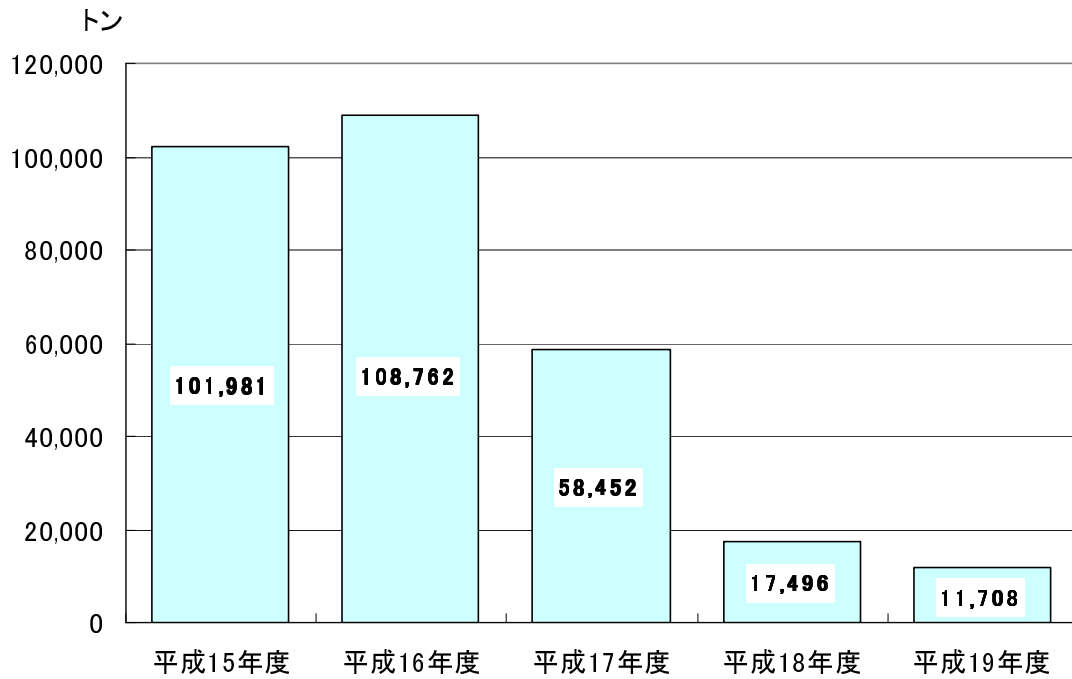
② 阿寒町最終処分場

施設名	阿寒町最終処分場
所在地	釧路市阿寒町オリヨマップ33番地
埋立面積	10,000㎡
計画埋立量	47,000㎥
埋立期間	平成15年～平成29年度
埋立対象物	計画収集ごみ(不燃、粗大ごみ)、直接搬入ごみ(事業系)、覆土
埋立方式・構造	セル方式
主要施設	表面遮水型盛土堤、電気式漏水検知、汚水処理施設、防災調整池
汚水処理施設	接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過
処理能力	45㎥/日

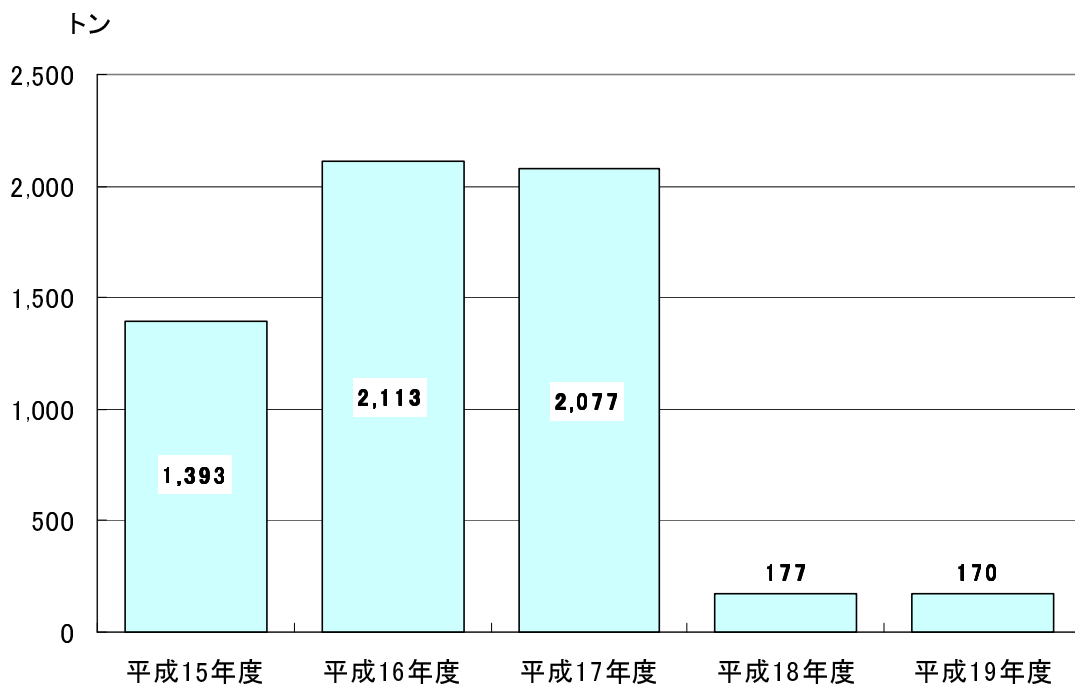
③ 音別町最終処分場

施設名	音別町最終処分場
所在地	釧路市音別町尺別31番地
埋立面積	4,000㎡
計画埋立量	10,000㎥
埋立期間	平成12年～平成26年度
埋立対象物	計画収集ごみ(不燃ごみ、粗大ごみ、焼却灰)、直接搬入ごみ(事業系、不燃ごみ、粗大ごみ)、覆土
埋立方式・構造	準好気性埋立構造サンドイッチ方式
主要施設	流出防止堰堤、浸出水収集管、浸出水処理施設、浸出水調整池
汚水処理施設	回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過
処理能力	10㎥/日

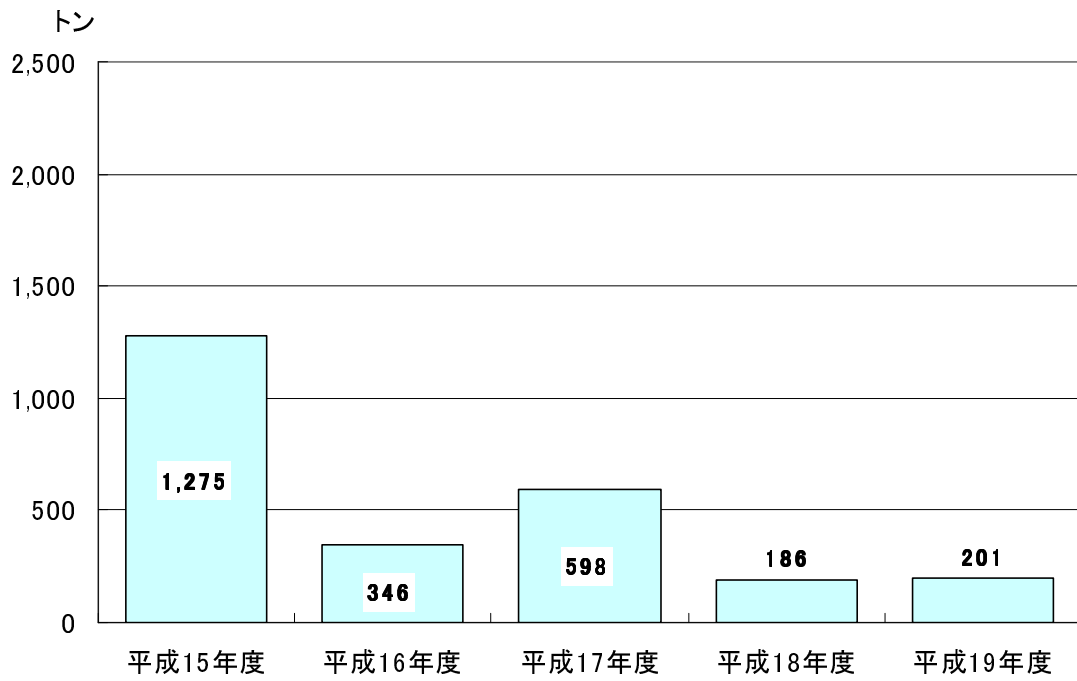
新高山最終処分場



阿寒町最終処分場



音別町最終処分場



6 環境美化や環境教育等の普及啓発活動

本市では、きれいな街づくりを市民総ぐるみで取り組むため、「※釧路市みんなできれいな街にする条例」（通称 ポイ捨て禁止条例）を制定し、ポイ捨て禁止の普及啓発や※美観推進重点区域の指定をし、市民団体が重点区域を定期的に清掃活動の取り組みを行うなど、美しい街づくりの推進を図っています。

ごみ問題について子どもの頃から意識をもってもらうため、小学校4年生の社会科の教育資料を作成し、授業に活用しているほか、※学校版環境ISOの取り組みをしています。

また、「※釧路市マチをきれいにする推進協議会」は、市民が主体となった清掃活動の開催や啓発活動を行っており、市民の環境美化推進の誘導役を担っています。

今後は、環境問題に対する市民意識の高揚を図り、ごみの発生と※排出抑制をするためにも、子どものころから環境教育の充実に努めることが今まで以上に求められており、よりきめ細かな普及啓発活動を展開していくことが課題となっています。

7 ごみ処理経費

ごみの処理に要する費用は、今後も分別、※リサイクルの推進に必要な経費や施設の維持管理費、環境対策費など、安全で適切にごみ処理に取り組む費用の増加が予想されます。

市としても、今まで以上に効率的な処理の推進を図るとともに、施設整備費や収集コストを含めたごみ処理に係る総費用の削減に努めることが課題となっています。

第3章 基本方針と目標

第1節 計画の基本方針

1 適正なごみ処理ときれいな街づくり

平成17年度からごみ処理の有料化を実施し、有料化以前より現在のごみ量は大幅に減少しました。

今後も、ごみの※発生抑制、※排出抑制に努めるとともに、資源化を促進し、持続的発展が可能な※循環型社会の構築を目標とし、ごみの減量化に努めます。

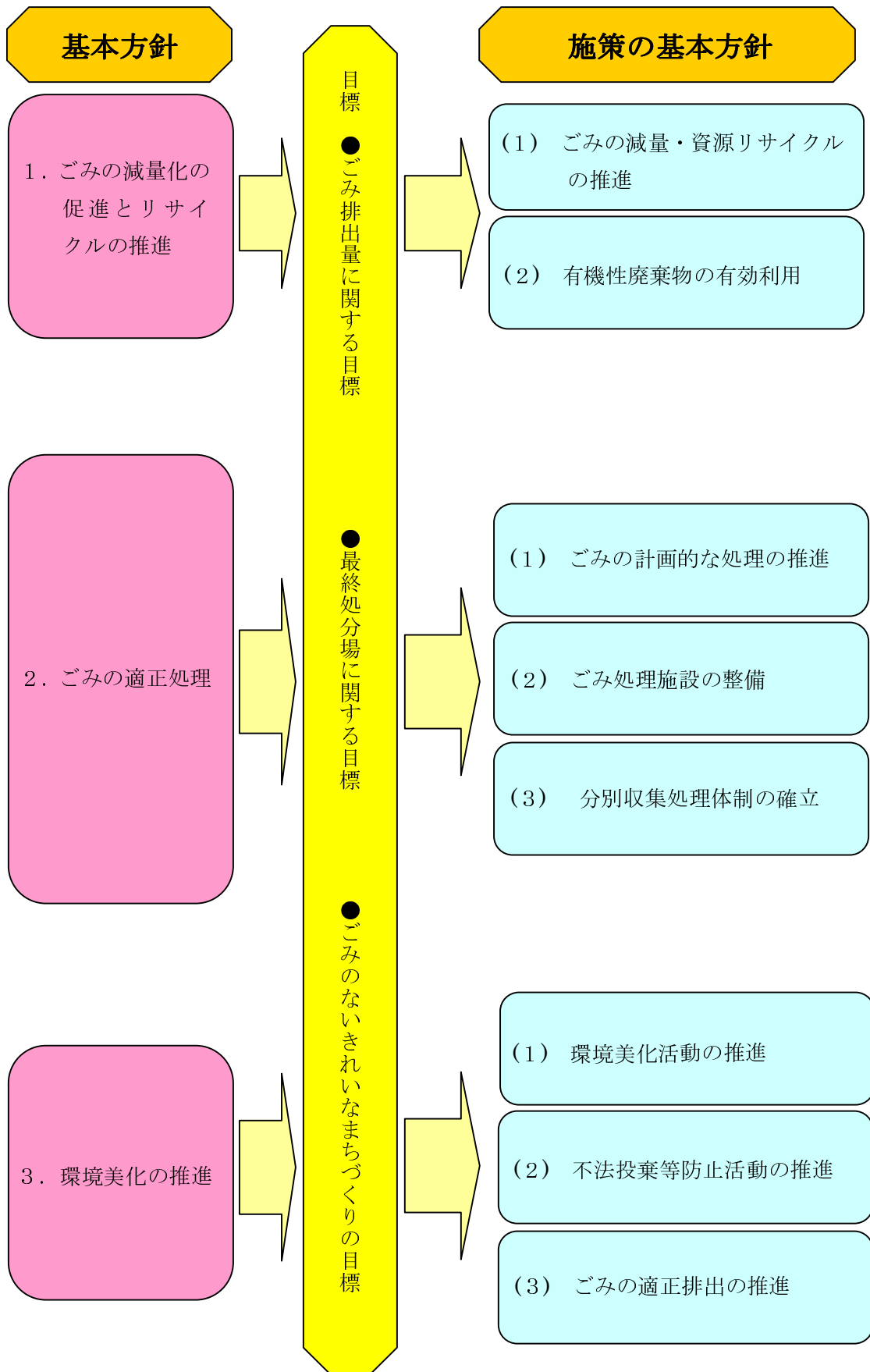
ごみの分別から、収集、※中間処理、※最終処分場まで、排出されたごみの適正な処理を推し進め、リサイクル率の向上に努めます。

また、ごみのポイ捨てや放置自動車の発生防止、ごみの排出時のマナーなどの意識啓発や指導の強化に努めるとともに、市民と行政が一体となって美化推進活動を進め、ごみのないきれいな街づくりを図ります。

基 本 方 針

- 1 ごみの減量化の促進とリサイクルの推進
- 2 ごみの適正処理の推進
- 3 環境美化の推進

適正なごみ処理ときれいな街づくりを目指すために



施策の展開

ごみの発生抑制と排出抑制

- ・家庭や地域での取り組み
- ・事業者への啓発
- ・市民団体等との連携

確実な処理体制

- ・困難性を伴うごみ処理
- ・収集運搬体制
- ・釧路広域連合との連携
- ・災害廃棄物の処理

安全で適正な処理

- ・中間処理の充実
- ・最終処分場の維持管理体制

環境教育の充実と推進

- ・学校や家庭での環境学習の支援
- ・普及啓発の推進

公共空間の清掃活動

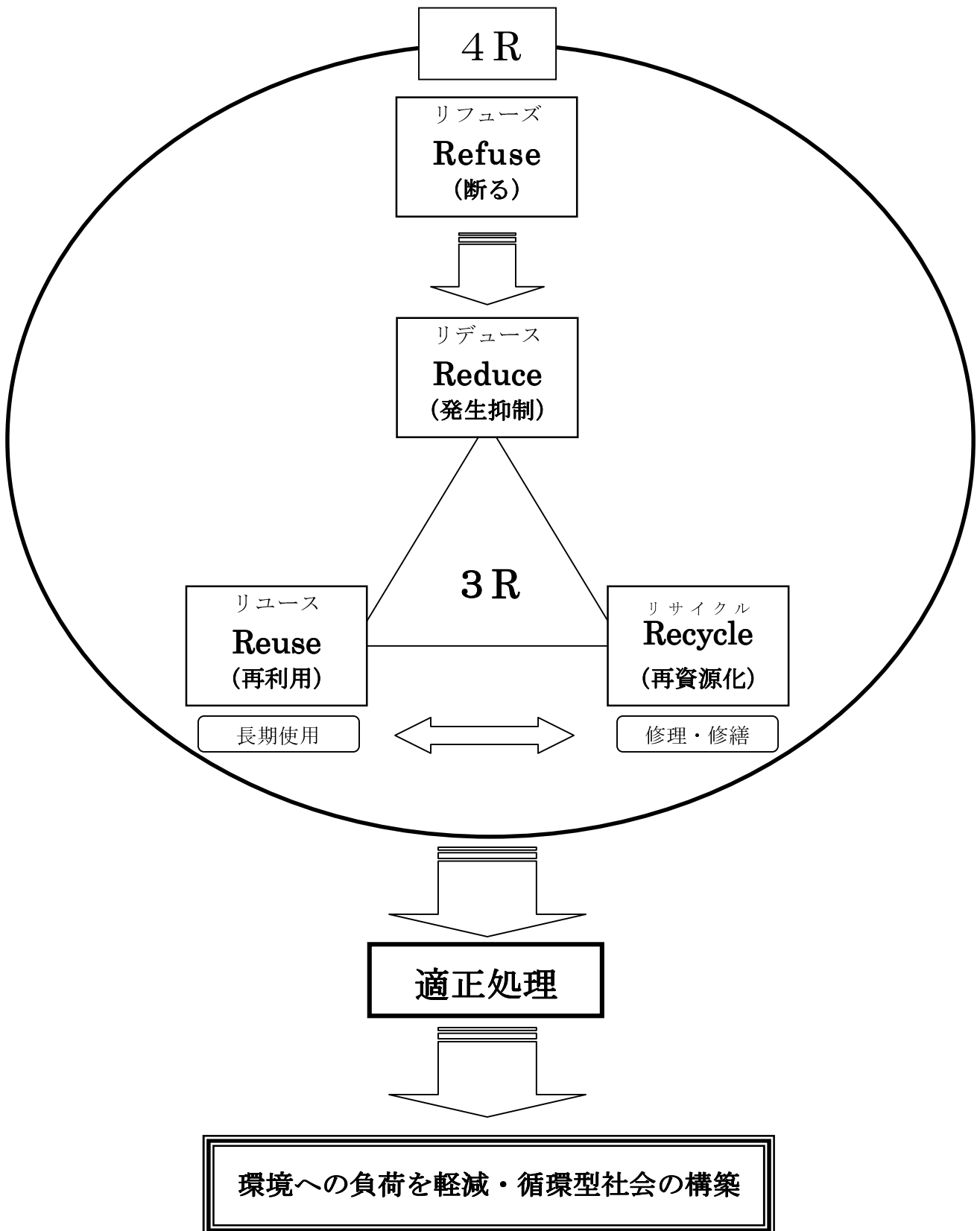
きれいなまちづくりの推進

- ・釧路市みんなできれいな街にする条例
- ・不法投棄等の防止

●計画推進のために

- (1)ごみ減量に向けての行動計画
- (2)評価体制の確立
- (3)総合計画等との整合性
- (4)公表

4 Rを目指すために



第2節 計画の目標

本計画の目標は、平成19年度を基準年として、平成30年度を達成年度としています。

目標値の設定は、平成20年度からスタートした「釧路市総合計画」における人口の推移を踏まえ、さらに、ごみの減量やリサイクルの推進といった施策の展開、市民や事業者との協力と市の取り組みの強化により、一層の減量を図ることとします。

計画の推進にあたっては、数値以上の達成を目指していきます。

1 ごみ排出量に関する目標

平成30年度の1年間におけるごみの総排出量目標を65,553トン（1人1日当たりのごみ排出量を1,123グラム）とします。

ごみ総排出量の目標

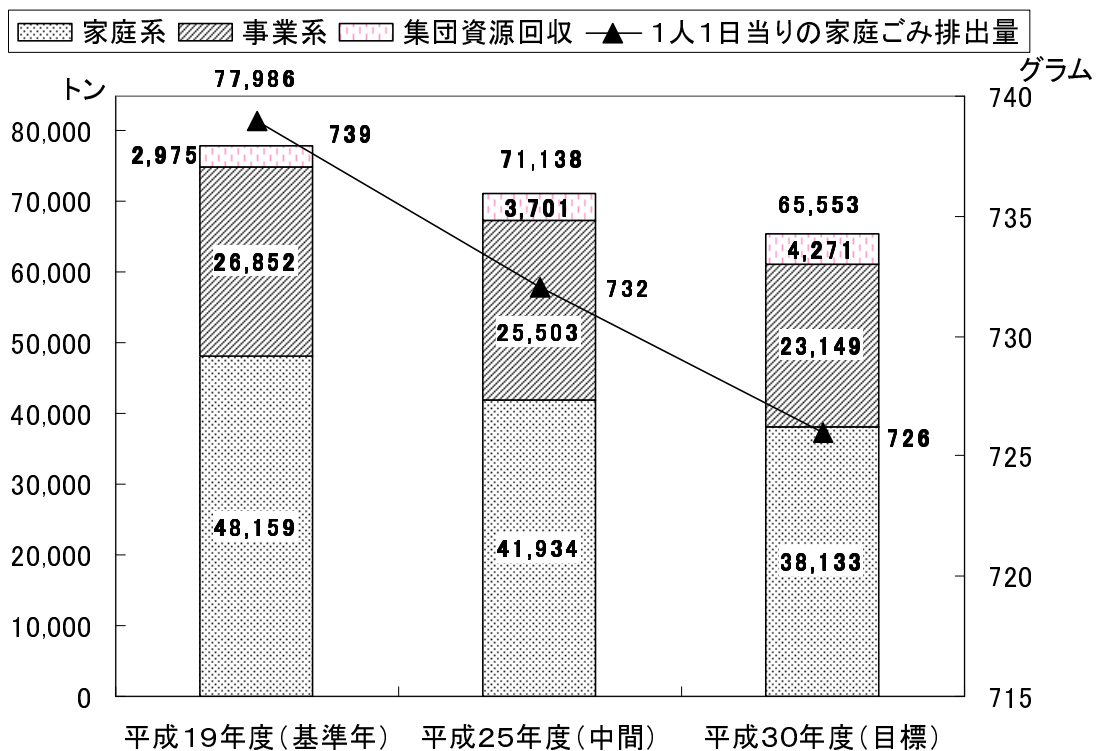
平成19年度のごみ総排出量77,986トンに対し
12,433トンの削減目標とし、15.9%を削減します。
その内、家庭系ごみについては10,026トンの削減目標
とし、20.8%を削減します。

ごみ排出量に関する目標値

	平成19年度 (基準)	平成25年度 (中間)	平成30年度 (目標)
総排出量	77,986 t	71,138 t	65,553 t
家庭系ごみ	48,159 t	41,934 t	38,133 t
集団資源回収	2,975 t	3,701 t	4,271 t
事業系ごみ	26,852 t	25,503 t	23,149 t
削減率 (H19比)	—	8.8%	15.9%
家庭系ごみ	—	12.9%	20.8%
事業系ごみ	—	5.0%	13.8%
人口 (釧路市総合計画人口推計)	189,539人	170,695人	159,947人
1人1日当り家庭系ごみ量 (家庭系+集団資源回収)	739 g	732 g	726 g
家庭系ごみのみ	696 g	673 g	653 g

家庭系ごみ+集団資源回収量

$$1人1日当りの家庭系ごみ量 = \frac{\text{家庭系ごみ+集団資源回収量}}{\text{人口}} \div 365日$$



2 資源化量に関する目標

廃棄物を資源として有効に利用するための目標として、リサイクル率について、次のとおり目標値を設定します。

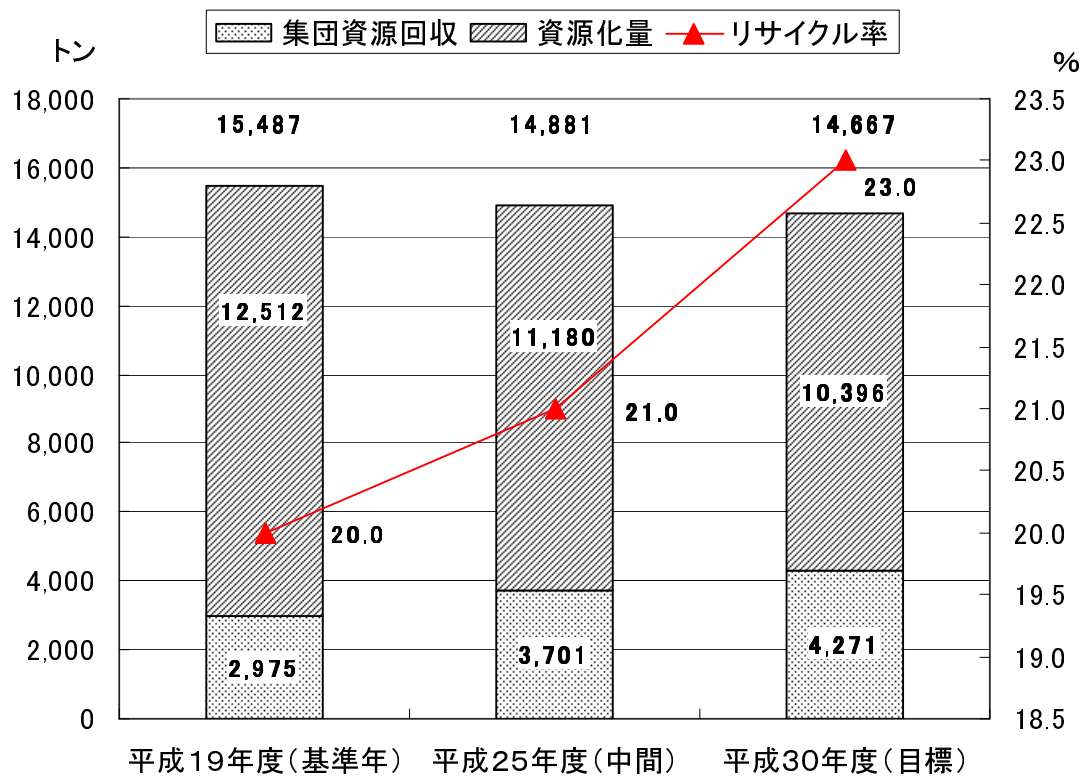
(1) リサイクル率の目標

リサイクル率を23%に設定し、平成19年度より3ポイントを増加目標とします。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団資源回収量}}{\text{ごみ量} + \text{集団資源回収量}} \times 100$$

資源化量に関する目標値

	平成19年度 (基準)	平成25年度 (中間)	平成30年度 (目標)
ごみ総排出量	77,986 t	71,138 t	65,553 t
資源量計	15,487 t	14,881 t	14,667 t
資源化量	12,512 t	11,180 t	10,396 t
集団資源回収	2,975 t	3,701 t	4,271 t
リサイクル率	20%	21%	23%



3 埋立処分量に関する目標

1年間における埋立処分量に関する目標として、埋立処分量及び埋立処分削減率、直接埋立量について、次のとおり目標値を設定します。

(1) 埋立処分量の目標

全体の年間埋立量を9,909トンと設定し、平成19年度より2,170トンの削減目標とし、18%を削減とします。

各最終処分場の目標内訳

○釧路地区最終処分場

新高山処分場の埋立量を9,630トンと設定し、平成19年度と比較して2,078トンを削減目標とします。

○阿寒地区最終処分場

阿寒町最終処分場の埋立量を129トンと設定し、平成19年度と比較して41トンを削減目標とします。

○音別地区最終処分場

音別町最終処分場の埋立量を150トンと設定し、平成19年度と比較して51トンを削減目標とします。

埋立処分量に関する目標値

	平成19年度 (基準)	平成25年度 (中間)	平成30年度 (目標)
埋立量合計	12,079 t	10,895 t	9,909 t
釧路地区最終処分場	11,708 t	10,586 t	9,630 t
阿寒地区最終処分場	170 t	144 t	129 t
音別地区最終処分場	201 t	165 t	150 t
埋立削減率	—	9.8%	18.0%
釧路地区最終処分場	—	9.6%	17.7%
阿寒地区最終処分場	—	15.3%	24.1%
音別地区最終処分場	—	17.9%	25.4%

(注) 釧路地区最終処分場の埋立量は、釧路市以外の残渣、直接埋立量を含んでいます。

$$\text{埋立削減率} = \frac{\text{基準年度} - \text{目標(中間)年度}}{\text{基準年度}} \times 100$$

(2) 直接埋立の目標

直接埋立量を3,055トンと設定し、平成19年度より941トンの削減目標とし、23.5%を削減とします。

直接埋立量の目標値

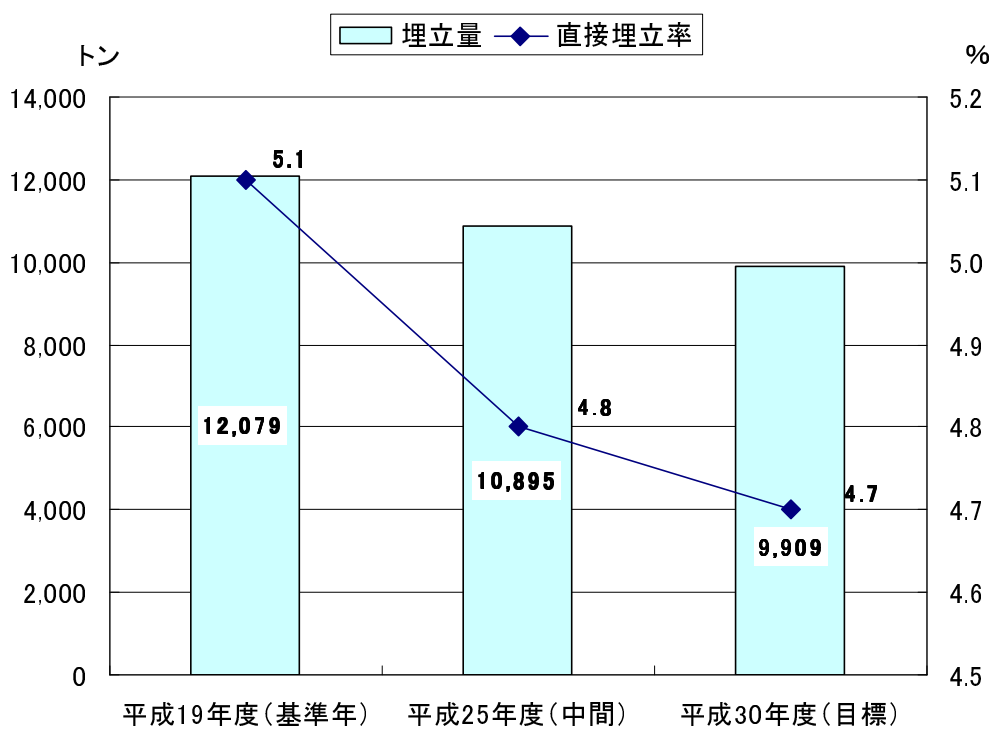
	平成19年度 (基準)	平成25年度 (中間)	平成30年度 (目標)
ごみ総排出量	77,986 t	71,138 t	65,553 t
直接埋立量	3,996 t	3,380 t	3,055 t
直接埋立削減率	—	15.4%	23.5%
直接埋立率	5.1%	4.8%	4.7%

(注) 直接埋立量は、釧路市から排出された量です。

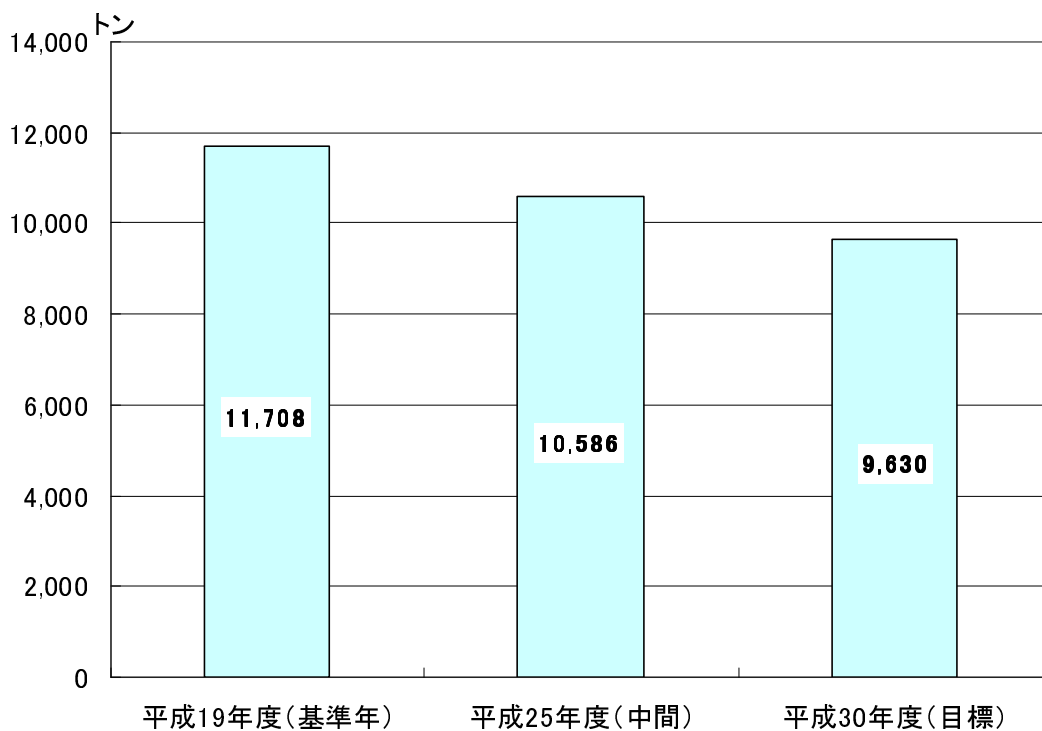
(注) 直接埋立率は、中間処理を行わず、直接埋立した割合です。

$$\text{直接埋立率} = \frac{\text{直接埋立量}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100$$

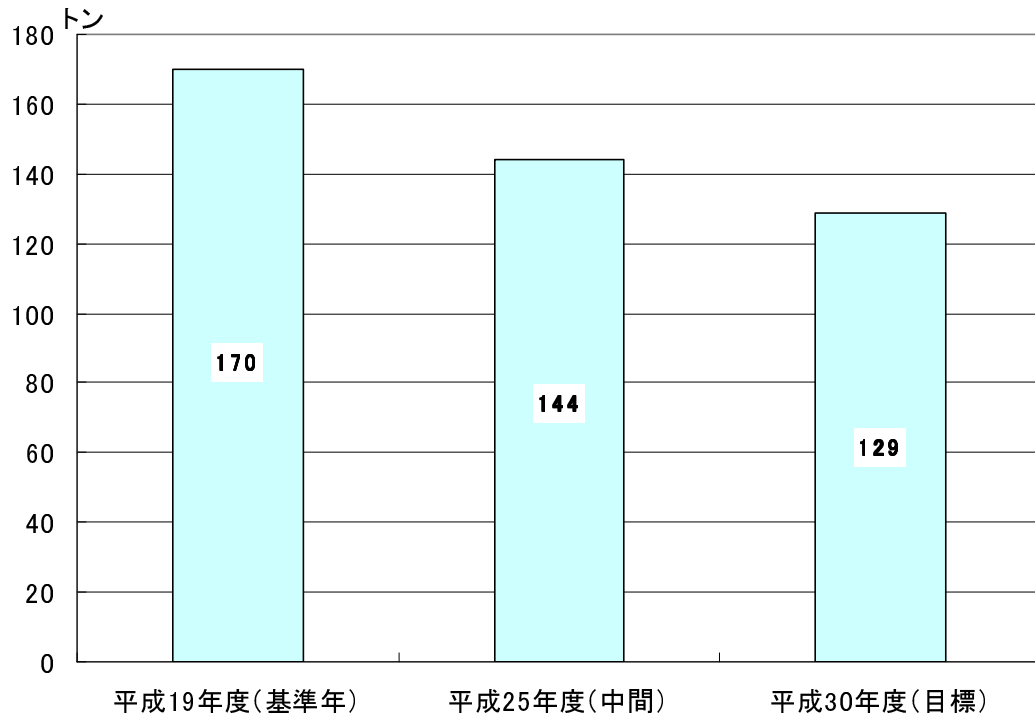
釧路市の埋立処分に関する目標



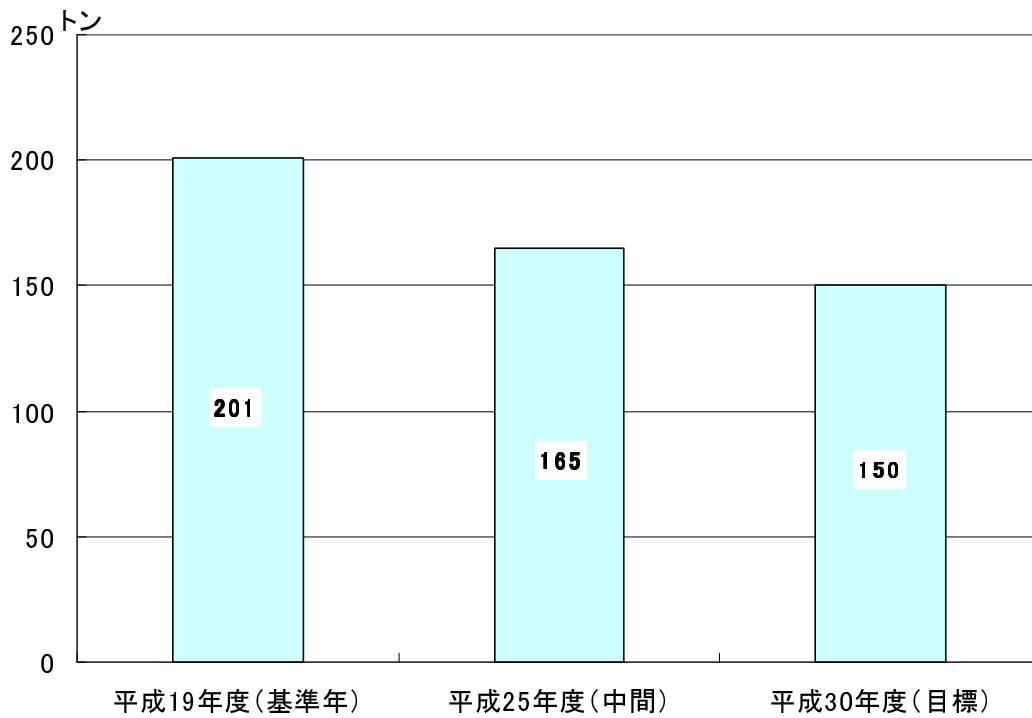
釧路地区最終処分場の埋立目標



阿寒地区最終処分場の埋立目標



音別地区最終処分場の埋立目標



第4章 基本方針に基づく施策の展開

第1節 ごみの減量化の促進とリサイクルの推進

ごみ処理は、ごみの発生や排出を抑制すること、適正に処理をすること、更に、廃棄された物は出来るだけ※リサイクルをすることに重点を置き、※環境への負荷を少なくすることが必要となります。

そのためには、※リデュース（Reduce ※発生抑制）、※リユース（Reuse 再利用）、リサイクル（Recycle ※再資源化）の※3Rに取り組むことが重要であり、本市ではさらに※リフューズ(Refuse 断る)を加えた※4Rに取り組んでいきます。

この4Rを推進することで、廃棄物等の発生が抑制され、有用な物は循環資源となり、これにより※天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減がされることとなります。

このことから、市民、事業者、行政が同じ目的を共有しながら、ごみ処理への意識を高め、更には生活様式の転換を図っていくため、以下の施策に取り組めます。

1 ごみの減量、資源リサイクルの推進

4Rを推進するためには、家庭から排出されるごみの減量化と資源化を進め、排出区分に応じた分別を徹底することが必要です。

そのため、ごみの処理に関する各種情報の提供や分別などの指導を行い、資源化の推進を図ります。

(1) ごみの発生抑制と排出抑制

近年の経済活動や社会情勢の進展の中で、ものの大量生産や商品の※過剰包装が進み、これに伴いごみが大量に廃棄される社会へと変化してきました。

このような社会において、ごみの発生や排出を抑えるためには、生産者、流通・販売業者、消費者のすべてが自発的にごみの発生抑制、排出抑制という視点に立った経済活動や※ライフスタイルのあり方の見直し求められています。

① 家庭や地域での取り組み

家庭においては、ごみを排出する前の減量化や資源化を図るなどの自主的な取り組みによって、排出抑制効果が期待されます。

こうした市民や地域などが主体となった取り組みを効果的に促すため、次の様な支援体制の整備を図ります。

ア 生ごみの減量化と資源化

生ごみの排出抑制を図るため、水切りなどの啓発や減量ニュースの発行、出前講座の開催、広報紙での情報提供を積極的に行います。

また、生ごみの資源化を促進するため、家庭における※堆肥化容器（コンポスト化容器）、電気式生ごみ処理機の購入助成を継続するとともに、段ボールによる堆肥化の講習会（生ごみ減量講習会）の開催など、各種の事業推進を図ります。

イ ノーレジ袋運動の推進等

ごみの減量化や※地球温暖化防止に向けた身近な取り組みとして、レジ袋の削減を図るために、平成20年度に「※釧路地域レジ袋削減推進連絡会」が発足し、関係団体と連携しながらレジ袋の無料配布の取り止め（有料化）が始まりました。こうした取り組みを効果的に進めるため、マイバック持参などの意識啓発を促進することが大切であり、市民のごみ減量や※環境への負荷の低減の意識を高める運動の推進を図ります。

② 事業者への啓発

ごみの減量や適正排出への取り組みを促進するため、事業者へのPRとともに一般廃棄物許可業者の研修や搬入時の※展開検査を通じ、排出する業者に対する分別の徹底を図り、効果的な啓発、指導を進めます。

また、多量排出する事業者に対しては、講習会等を開催し、ごみ減量化の意識啓発を図ります。

③ 市民団体等との連携

ごみの減量化や資源化に関する活動は、様々な市民団体が取り組んでおり、こうした活動がより活発に行われるよう、団体との連携や支援を継続して行きます。

ア 集団資源回収の充実

市民団体による※再生資源の※集団資源回収システムの定着と促進を図り、奨励金制度を継続し、市民の※リサイクルに対する意識の向上に努めます。

イ ものを長く使うために

ものを長く大切に使うためにも、安易な買い換えを行わずに、修理修繕する取り組みが必要です。

「釧路市資源リサイクルセンター」の市民工房では、自転車、家具の修理、修繕の指導を行っています。

また、粗大ごみの中で使用できるものは、排出者の理解と協力を得ながら、関係団体と連携したりサイクルフェアでの提供品として活用するとともに、家庭で不用となった物と必要な物の双方の情報を市が窓口となって「リサイクル情報バンク」として提供し、市民に広く再利用を促すなど、再利用の推進を図ります。

2 有機性廃棄物の有効利用（調査研究など）

生ごみなどの※有機性廃棄物を有効利用することは、ごみの減量とリサイクルにつながります。

大量排出者である事業者の取り組みを促すため、関係機関と啓発に努めるとともに、市民1人ひとりの取り組みも重要であることから、市民意識の向上に取り組めます。

また、現在、民間事業者の取り組みとして、有機物の減容化処理事業や廃食用油を回収し※BDFへの精製を行い、車両等の燃料への活用が進められていますが、これらを含め民間事業者と連携しながら、有機性廃棄物の有効利用の可能性やリサイクルの枠組み作りに向けて調査研究の取り組みを進めます。

第2節 ごみの適正処理の推進

地域の生活環境の保全を図り、市民が安心して生活を送ること、また、環境に配慮した街づくりを進めるため、ごみを安全で確実に処理することが重要です。そのため、以下の施策に取り組みます。

1 ごみの計画的な処理の推進

(1) 確実な処理体制

ごみの処理には、種類や量などに応じて環境に配慮した適正な方法が求められています。

このため、ごみ処理における安全性を確保しながら、適正で効果的な処理システムの確立に向け、取り組みを推進します。

① 困難性を伴うごみ処理

※家庭系ごみや※事業系ごみの中には、自治体ではその処理に困難を伴うものもあり、関係機関等と連携しながら、安全かつ適正な処理に向けた取り組みを進めます。

ア 在宅医療系ごみの適正処理の推進

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系ごみは、今後、増加することが予想されます。

このため、関係機関等と連携を図りながら、適正処理に向けた意識啓発の取り組みを図ります。

イ 処理困難物の適正処理の推進

危険性や有害性のあるごみについては、※性状や種類に応じ、※適正処理困難物や※排出禁止物として、それぞれの特性により※リサイクルを含めた適正な回収、処理ルート確保のため、関係機関等と連携した取り組みを進めます。

② 収集運搬体制

排出されたごみは、減量やリサイクルを進める上で、分別の区分ごとに適正に処理されることが求められています。

このため、地域性及び将来的なごみ量等の推移を見極めながら効率的な収集が出来るよう体制の構築を図ります。

ア 家庭系ごみの収集、運搬体制

※家庭系ごみの分別を促進し、多様化する市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、民間活力を視野に入れながら効率的な収集に取り組みます。

イ ふれあい収集運搬体制

高齢化社会のニーズに対応するため、※要介護認定等を受けている方や障害者手帳（身体・知的・精神）の交付を受けている方を対象に、声をかけての戸別収集を継続していきます。

ウ 事業系ごみの収集運搬体制

※事業系ごみの適正な分別を促進し、許可業者と連携しながら、ごみの種類、※性状等に応じた円滑な収集体制の確保に努めます。

③ 釧路広域連合等との連携

※釧路広域連合の策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの適正な処理について連携を図るとともに、広域的なごみ処理のあり方を、構成自治体間の中で検討していきます。

④ 災害廃棄物の処理

台風や地震などの自然災害の発生時は、収集経路の不通等、通常の収集が困難になる一方、短期間に大量の廃棄物が発生するおそれがあるため、腐敗防止など※公衆衛生確保の視点からも迅速な処理が求められます。

このため、釧路広域連合の清掃工場（焼却処理施設）や※最終処分場、リサイクル施設の処理能力を勘案しながら、廃棄物の※性状に応じた適正な処理を行うため、国や北海道の指導を踏まえた上で、周辺自治体や関係機関等と連携、協力体制を図り、「※釧路市地域防災計画」に沿った廃棄物の処理に取り組みます。

2 ごみ処理施設の整備

(1) 中間処理の充実

ごみの処理に当たっては、できる限り※中間処理を行い、施設の適正な維持管理を図りながら減量や※リサイクルを推進することが、環境への負荷の低減と※循環型社会の形成を目指す上で重要となります。

そのため、※家庭系ごみや※事業系ごみの分別などに適正な対応ができるよう、広域的な観点に立って減量化や資源化が必要な処理方法については、関係機関等と協議、調整を行い、適正な処理が推進されるよう対応を図ります。

① 家庭系ごみ及び事業系ごみの中間処理

分別区分に応じて排出されたごみは、性状に合わせ処理方法に適した施設において、適正な中間処理を推進します。

② 中間処理施設の適正な維持管理の推進

リサイクル等の中間処理施設の運営管理に当たっては、周辺的生活環境に影響を与えないよう指導の強化を図るとともに、それぞれの中間処理施設の特性に応じた適正な維持管理体制が推進されるよう取り組みます。

また、阿寒地区、音別地区が保有する焼却施設は、それぞれ平成14年度に稼働を停止しており、撤去についての検討を進めます。

(2) 最終処分場の維持管理体制

不燃ごみや中間処理後の残渣を処分するための一般廃棄物最終処分場は、適正な処理を確保する視点から、埋立終了後の管理を含め、環境に配慮した適正な維持管理と計画的な埋立処分を進めます。

① 安全で適正な維持管理の推進

※最終処分場から排出される放流水については、定期的な水質検査を行い、法令で定める水質基準を遵守し、環境に配慮した維持管理に取り組みます。

また、埋立終了後についても、適正な管理を進めていきます。

② 計画的な埋立処分の推進

現在の釧路市新高山最終処分場の埋立予定期間が平成28年度までとなっていることから、ごみの減量化を一層促進しながら埋立処分量の削減に努め、計画的かつ効率的な埋立処分を推進するとともに、埋立期間終了後に向けた新たな※最終処分場のあり方の検討と整備について計画を進めます。

阿寒町最終処分場の埋立予定期間が平成29年度まで、また、音別町最終処分場の埋立予定期間が平成26年度までとなっていますが、阿寒町、音別町の最終処分場についても、ごみの減量化を一層促進しながら埋立処分量の削減に努め、より効果的な対応について検討を進めます。

3 分別収集処理体制の確立

適正な分別を徹底することが重要ですが、分別し排出されたごみの処理体制の確保についても重要です。

分別し排出されたごみの処理ルートや処理体制などの確保を、今後も国や関係機関等と連携し、分別に沿った適正な処理体制の確保に努めます。

第3節 環境美化の推進

環境にやさしい街づくりを進めるには、ごみを含めた環境問題に関心を寄せ、共通認識を持って社会全体で取り組むことが重要です。

そのため、市民・事業者・市が連携して環境に配慮したごみのない街づくりに関する意識の高揚を目指し、以下の施策に取り組みます。

1 環境美化活動の推進

(1) 環境教育の充実と推進

① 学校や家庭での環境学習の支援

地域での環境美化を推進するためには、家庭でのごみを含めた環境問題について、十分理解してもらうことや小さな頃から関心が高まるよう意識を啓発することが重要です。

このため、小学校4年生向けの教育資料「きれいな暮らし」を配付し、今後も、環境教育に役立てるよう継続していきます。

また、「※学校版ISO」の普及に努めるなど、より良い環境を世代に引き継ぐため、学校などの環境学習の支援に努めます。

② 普及啓発の推進

市民や事業者と市が環境美化に対する知識、情報を共有しあい、環境美化が身近な問題として意識が高まるよう、ごみ減量ニュースの発行、出前講座、施設見学などの事業を推進するとともに、ホームページや広報紙による情報提供などの普及啓発に取り組みます。

(2) 公共空間の清掃活動

市民団体が美化推進重点区域を清掃する「※釧路市清掃ボランティア里親制度」などの活動の支援、町内会や事業者の自主的環境美化活動を支援し、さらに「※釧路市マチをきれいにする推進協議会」などの市民団体と連携し、沿道などの公共空間の清掃活動を推進します。

また、清掃活動の輪を広げるため、より多くの市民、事業者に対して理解を深めるため、きれいな街づくりの啓発などに取り組みます。

(3) 釧路市みんなできれいな街にする条例

本市では、「※釧路市みんなできれいな街にする条例」（通称 ポイ捨て禁止条例）を定め、条例の周知を図りながら、ごみの散乱防止に関して、市民・事業者・市が一体となって、清潔で住み良い街づくりを進めています。

2 不法投棄等防止活動の推進

(1) 不法投棄等の防止

① 不法投棄等の監視

不法投棄などの不適正処理を未然に防止するため、関係機関等と連携しながら監視パトロール、指導など必要な対策を今後も進め、適正処理へ向けた普及啓発の取り組みを図ります。

② 自然の番人宣言

自然環境を守ることを目的とした「※自然の番人宣言」を構成する、関係市町村及び関係団体と連携を図り不法投棄などの防止に努めます。

③ 放置自動車

パトロール調査等を行い「※廃自動車認定等委員会」の審議を踏まえ適正な処理に努めます。

3 ごみの適正排出の推進

(1) 指導、周知啓発の充実

ごみの分別の徹底を図るには、市民や事業者、市が協働した取り組みが必要となります。

そのため、地域パトロールを行い、市民や事業者への直接的な指導の充実を進めていきます。

(2) 分別収集推進協力員との協力体制

ごみの分別や排出について、市民に一層の理解と関心を持ってもらい、様々なルールと制度の内容を理解してもらうため、各地域の※分別収集推進協力員が中心となり、ごみの分別やごみの排出についての理解を広め、適正な分別の推進に取り組めます。

第5章 計画推進のために

1 ごみ減量に向けての行動計画

		取り組み方針	取り組みの概要
ご み の 減 量	市 民	ごみ減量に向けての意識啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量ニュースの発行 ・広報等による制度のPR ・出前講座や講習会の開催 ・ごみ処理施設見学会の実施
		電気生ごみ処理機の購入助成	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の助成制度の継続 ・広報紙等による制度のPR ・家庭における生ごみの減容・堆肥化の継続支援
		コンポスト化容器の購入助成	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の助成制度の継続 ・広報紙等による制度のPR ・家庭における生ごみの減容・堆肥化の継続支援
		段ボール堆肥化などによる生ごみ減量の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における段ボール堆肥化の普及 ・生ごみ減量講習会などを開催し、段ボール堆肥化等の減量に関する方法を普及
		排出時の水切りの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量懇談会、生ごみ減量講習会、広報紙などにおいて、水切り方法の普及啓発
		ノーレジ袋の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携しながら、マイバック持参などの普及啓発
	事 業 者	多量排出事業者等のごみ減量化の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・許可業者への研修を通じ、排出業者への分別徹底の啓発、指導 ・講習会の開催
		有機性廃棄物の有効利用の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・有機性廃棄物を有効利用に向けての啓発事業 ・民間事業者の取り組みとの連携、協力 ・廃食用油のリサイクルの枠組みづくりに向けての研究
		排出時の水切りの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量懇談会、生ごみ減量講習会、広報紙などにおいて、水切り方法の普及啓発
		ノーレジ袋の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減推進連絡会への参加呼び掛け

取り組み方針

取り組みの概要

分別・リサイクルの推進

市
民

集団資源回収の推進

- ・町内会等が実施する集団資源回収を促進するため支援の推進

物(もの)の長期使用の促進

- ・市民工房での自転車などの修理、修繕の指導
- ・関係団体と連携しリサイクルフェアの開催
- ・リサイクル情報バンク利用による再利用の促進

家電製品のリサイクル

- ・家電リサイクル法に基づく適正処理の推進

事業者

中間処理施設における搬入指導

- ・自己搬入ごみの処理施設搬入時の分別指導、展開検査の実施

ごみ減量の意識向上

市
民

環境教育・環境学習の推進

- ・小学校4年生向け教育資料「きれいな暮らし」の作成、授業での活用
- ・「学校版ISO」の普及
- ・ごみ減量懇談会、広報紙、ホームページ等での啓発
- ・ごみ減量ニュースの発行
- ・施設見学会の実施

地域清掃、環境美化活動の推進

- ・市民団体や「釧路市マチをきれいにする推進協議会」等と連携した清掃活動の推進
- ・町内会による環境美化活動への応援

不法投棄防止の推進

- ・「釧路市みんなできれいな街にする条例」の周知、推進
- ・不適正処理未然防止のための監視パトロールや、関係機関、関係団体との連携
- ・管内町村と連携し「自然の番人宣言」運動の推進

ごみ適正排出の推進

- ・地域パトロールを通じ市民への分別方法の周知、指導
- ・各地域の「分別収集推進協力員」と連携し適正な分別推進の取り組み

事業者

ごみ適正排出の推進

- ・許可業者への研修を通じ、排出事業者への分別徹底の啓発、指導

2 評価体制の確立

数値目標の達成状況や計画の進行状況について点検を行い、個別施策については、再検討や見直しを行うなど、状況の変化に適切に対応していきます。

また、「※廃棄物減量等推進審議会」において、進行状況等の報告をいたします。

3 総合計画等との整合性

ごみ処理施策を推進するに当たり、「※釧路市総合計画」及び「釧路市環境基本計画」との整合性を図りながら、達成に向けた進行管理を行います。

4 公表

基本計画に基づく具体的な施策の実施状況などについては、「釧路市清掃資料集」や「釧路市環境白書」に掲載するとともに、市のホームページなどに公表します。

用語解説

あ行

○一般廃棄物

法に規定された20種類に該当しない廃棄物は一般廃棄物です。
大きく分けて3種類に分類できます。(事業系一般廃棄物・家庭系
廃棄物・特別管理一般廃棄物)

か行

○過剰包装

必要以上に商品・製品を包装することです。

○ガス化溶融炉

ごみを還元雰囲気下で燃焼・ガス化し、分離したガスと固形分を外部からエネルギーを投入せずにさらに高温燃焼し、残った灰分を溶融する技術です。

○学校版環境ISO

環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の「PDCAサイクル」という考え方を取り入れた環境管理の仕組みです。

この仕組みを取り入れることによって、子どもたちが環境保全と学校生活の関わりについて考える環境教育の機会を提供するとともに、環境にやさしい学校づくりに向けた継続的な環境保全・良好な環境の創造に関する取り組みを促進することを目的にしています。

○家庭系ごみ

家庭から排出されるごみです。

○家電リサイクル法

新製品購入の際に引き取りが行われる廃家電製品について、小売業者の引き取りと製造業者等による再商品化等を義務付けている法律です。具体的に、家電製品を廃棄物として排出する者が、収集運搬に係る費用及び再商品化に係る費用を負担します。

対象は、エアコン・ブラウン管テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目で、平成21年4月より、液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が追加されました。

○環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。

○環境への負荷

環境に与えるマイナス影響を指します。

○許可業者

釧路市が一般廃棄物の収集、運搬を許可している業者です。

○釧路広域連合

ごみの広域的な焼却処理を目的として、釧路支庁管内の自治体が集まって作られた組織です。

平成18年4月から「釧路広域連合清掃工場」が稼動し、釧路市だけでなく、釧路町、鶴居村、白糠町の可燃ごみが運ばれています。

また、平成21年4月から弟子屈町が加入しました。

○釧路市環境基本計画

釧路市環境基本条例に基づき、長期的視点に立った総合的かつ計画的な課題解決へ向けての取り組みを推進するために策定されるものです。

○釧路市自動車放置防止条例

放置されている自動車に関連して発生する犯罪及び事故を防止するとともに、市民の安全な生活環境を保全し、及び都市の美観を保持するため、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的とする条例です。

○釧路市清掃ボランティア里親制度

市民が道路、海岸等の公共空間の清掃ボランティアによる里親となって美化活動を行うことにより、清潔で美しい街づくりを推進することを目的とした制度です。

○釧路市総合計画

釧路市の新たなまちづくりの指針を示した計画です。

○釧路市地域防災計画

災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、災害対策基本法第42条に基づき釧路市防災会議が定める計画で、国の防災基本計画及び道の地域防災計画との整合性を有し、相互が有機的に作用することにより防災対策が効果的に推進される計画です。

○釧路地域レジ袋削減推進連絡会

釧路地域における小売業者、住民団体、行政等の連携により、省資源や地球環境保全の観点からマイバック持参運動の拡大とレジ袋大幅削減を図ることを目的に連絡会が設置されました。

○釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び再利用を促進し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする条例です。

○釧路市マチをきれいにする推進協議会

清掃思想の啓発、清掃運動の実践を通じて環境の美化に寄与することを目的として、主に、清掃運動の企画及び実践、清掃思想の広報活動、清掃運動協力者に対する顕彰などの活動に取り組んでいます。

○釧路市みんなできれいな街にする条例

空き缶及び吸い殻等の散乱の防止(ごみの散乱防止)に関する施策について、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって推進するための必要な事項を定め、清潔で住み良いまちづくりに資することを目的とする条例です。

○計画収集

家庭系ごみを対象に、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び粗大ごみを曜日や日付を指定し、市と委託業者で収集する体制です。

○建設リサイクル法

特定建設建材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた解体工事、または新築工事等について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律です。

○限定許可

収集場所限定と、廃棄物の種類限定に分かれており、収集場所限定は許可申請の際に、収集場所を限定して申請し、その場所を収集するだけの許可です。また、廃棄物の種類限定は、限定された廃棄物のみ収集する許可です。

○公衆衛生

広く地域社会の人々の疾病を予防し、健康を保持・増進させるため、公私の諸組織によって組織的になされる衛生活動。母子保健・学校保健・成人保健・環境衛生・産業衛生・食品衛生・疫学活動・人口問題などを対象としています。

さ行

○再資源化

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃棄物を再生して利用することです。

○最終処分場

一般廃棄物および産業廃棄物を埋立て処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体を指します。最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を含む廃棄物）があります。

釧路市は、一般廃棄物の管理型の最終処分場です。

○再使用

繰り返し使用することです。

（例えば、ビールびん等の繰り返し使用できるもの）

○再生資源

使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として再利用することができるもの、または、その可能性のあるもののことです。

○再生利用

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃棄物を再生して利用することです。

○再利用

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の使い方で用いることです。

○3 R

ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードが「3 R」です。資源の消費を減らす(Reduce)ことから始めて、次に、使えるものは何回も繰り返し使う(Reuse)、そして使えなくなったら原材料として再生利用(Recycle)することです。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた特定の廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められています。

○事業系ごみ

事業者から、事業活動に伴って排出されるごみです。釧路市では、事業系の一般廃棄物を処理しています。

○資源有効利用促進法

製造業者に対し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物のリデュースや回収した製品からの部品等のリユースの実施を求める法律です。

具体的に、10業種・69品目について製造や流通段階での対策、消費者段階での分別回収、リサイクル・部品等の再利用等を規程しており、このうちパソコンや小型2次電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウム2次電池、小型シール鉛電池)は、この法律に基づき自主回収が行われています。

○自然の番人宣言

釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成18年4月に管内市町村が共同で制定しました。

○自動車リサイクル法

自動車製造業者に対し、自ら製造・輸入した自動車在使用済となった場合に、シュレッダーダスト（使用済自動車から、解体及び破碎により、フロン類、エアバック類及び有価物を取り出した残りの廃棄物）、エアバック類、フロン類を引き取って再資源化等を行うことと義務付けている法律です。

これら3品目の再資源化等に必要な費用は、リサイクル料金として自動車の所有者が負担します。

○集団資源回収

町内会や市民団体が有価物を各団体単位で回収して、回収業者へ売却することです。また、当市においても、古紙の回収に奨励金制度を設けており、リサイクルの促進を図っています。

○循環型社会

主に経済活動の途中における資源やエネルギーの損失がないことを理想状態として、消費、ごみの発生という流れでの一連の経済活動が終わる状態から、資源の再利用となるような、社会システムを構築することを目指す社会です。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、事業者、国民等の責務を明らかにするとともに、循環資源の循環的な利用と処分に当たって優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を定めるほか、政府による基本計画の策定等について定めた法律です。

○食品リサイクル法

食品製造業や外食産業等の食品関連事業者に、加工残渣や売れ残り、調理くずや食べ残し等の食品循環資源の再生利用等の措置を講ずることを求めた法律です。

○水質基準

最終処分場の処理排水を、公共用水域に排出する際の環境基準です。

○性状

物（もの）の性質と状態をあらわします。

た行

○堆肥化容器（コンポスト化容器）

野菜くずや残飯などの生ごみを、堆肥に変えて活用する容器。生ごみの減量と、有機肥料の製造が図られます。

○ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンを略して「ダイオキシン」と呼びます。

有機塩素化合物が焼却する際に、発生するダイオキシンと似た毒性を有する物質をまとめて表現したものです。

○地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって気候が急速に温暖化することです。

○中間処理

収集した可燃ごみを焼却、不燃ごみを破碎、選別などをすることで、できるだけ小さく軽くし、減量化、安定化、無害化をして、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することです。

○適正処理困難物

市が処理する一般廃棄物うちから、製品、容器等で、市の一般廃棄物の処理に関する整備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを、適正処理困難物と指定しています。

○展開検査

事業者から排出される、可燃ごみ・不燃ごみの中身が、適性に分別されているかを調べています。

○天然資源

天然に存在する資源で、石油資源・土地資源・森林資源・水資源・観光資源などがあります。

○特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康、または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法律で定めています。

は行

○廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に基づき、市町村に負託され、一般廃棄物の減量等に関して審議する組織です。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

○廃自動車認定等委員会（釧路市自動車放置防止条例）

委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 廃自動車認定基準に関すること。
- (2) 廃自動車の認定に関すること。
- (3) 廃自動車の撤去及び処分に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、廃自動車に関する基本的事項

○排出禁止物

釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則の第8条で次の物を定めています。

- (1) 有害性のある物（乾電池・蛍光灯及び水銀体温計を除く）
- (2) 感染性のある物 (3) 危険性のある物
- (4) 引火性のある物 (5) 著しく悪臭を発する物
- (6) 特定管理一般廃棄物
- (7) 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭機器
- (8) パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じる物

○排出抑制

ごみを排出する前に、減量化や資源化を図ることで。

○発生抑制

廃棄物を減らすことなどです。

○美観推進重点区域

釧路市みんなできれいな街にする条例の規定に基づき美観推進重点区域を指定しています。

○BDF


バイオ・ディーゼル・フューエルの略で、生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称です。

○不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

法では違反に対して、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。

○プラスチック製容器包装（その他のプラスチック製容器包装）

商品の包装で、プラスチック製のものです。多くは  マークが表示されているものです。

○分別収集推進協力員

分別の徹底やごみの減量化、再資源化並びに環境美化を推進し、ごみ問題に対する意識の高揚を目的に平成6年10月に創設されました。行政と地域の連携もと、ボランティアとして減量に取り組む制度です。

や行

○有機性廃棄物

主に、動植物に由来する廃棄物で、一般廃棄物では、紙、厨芥（炊事場から出る食べ物かす）、廃食油、木、し尿、生活排水及びその過程で生じる汚泥等のことです。

○容器包装リサイクル法

消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、容器包装の製造・利用事業者が再商品化義務を負い、費用を負担して行うことを定めた法律です。

対象となる容器包装は、アルミ缶・スチール缶・ガラスびん・ペットボトル・プラスチック容器包装・段ボール・紙製容器包装・紙パックの8品目で、このうちアルミ缶・スチール缶・段ボール・紙パックについては、法制定時にそれぞれ独自のリサイクルルートを確立し、市町村が集めた時点で価値が生じていたため、容器包装の製造・利用業者は再商品化の義務を負っていないこととなります。

○要介護認定

一般に介護保険法による、介護を要する状態を意味するものです。

○4 R

循環型社会を構築していくためのキーワードの「3 R」に、**Refuse**（断る）を加えて4 Rとしたキーワードです。

ら行

- ライフスタイル
個人や集団の、生活様式です。

- リサイクル
資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃棄物を再生して利用することです。

- リデュース
廃棄物を減らすことなどです。

- リフューズ
拒絶すること。環境保護の分野では、ごみになるものを断る場合（レジ袋を断るなど）についていいます。

- リユース
使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の使い方で用いることです。

釧路市ごみ処理基本計画

平成21年4月発行

発行 釧路市環境部環境事業課

〒085-0001 釧路市古川町28番地

TEL 0154(31)4588

URL <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp>